

平成18年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

平成18年9月14日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 4 番 片 山 孝 良 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

15番 山西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町	長	松原茂樹君	
助	役	上田正君	
助	役	堀郁太郎君	
教	育	長	山本和之君
参	事	寺井行雄君	
参	事	田渕敬治君	
瑞穂支所	長	森田一三君	
和知支所	長	片山長男君	
総務課	長	谷俊明君	
企画情報課	長	田端耕喜君	
税務課	長	岩田恵一君	
住民課	長	岩崎弘一君	
保健福祉課	長	野間広和君	
子育て支援課	長	朝倉富雄君	
地域医療課	長	上田進君	
産業振興課	長	山田進君	
土木建築課	長	松村康弘君	
水道課	長	田井勲君	
教育次	長	長谷川博文君	

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局	長	伊藤康彦君
書	記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、下伊豆会計課長から通院治療のため欠席する旨の届けを受理しておりますので、ご報告いたします。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員、篠塚信太郎君、14番議員、吉田 忍君を指名いたします。

《日程第2、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

坂本美智代さんの発言を許可します。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから平成18年第3回定例議会におきまして、通告書に従い、私は、次の3点について町長にお尋ねをいたします。

まず、介護保険についてお尋ねをいたします。

家族介護から社会が支える制度へと、介護保険制度が導入をされまして6年を迎えますが、だれもが安心して利用できる制度になっていないのが現状ではないでしょうか。保険料は上がるが、受けたいサービスの削減と施設からの追い出しが進められているのが現実であります。昨年の10月から実施されました介護施設の居住費と食費が全額自己負担となったため、利用者の負担が大きく増え、施設の退所を余儀なくされたり、ショートステイ・デイサービスを断念した高齢者も少なくありません。また、今年の4月に介護保険法改正の施行に伴って、これまで6段階に分かれていた介護保険度を7段階に変更し、新たに導入された介護予防サービスを受ける要支援者とこれまでの介護給付を受ける要介護者とに分けられました。

このことで要介護度1以下の軽度の高齢者は、4月から原則として、介護ベッドや車いす

などの福祉用具のレンタルサービスが受けられなくなりました。厚生労働省の調べでは、要支援・要介護度1で現在、電動ベッドは27万人、車いすは約11万人が利用しているようでありました。9月まで経過措置はとられておりましたが、いよいよ10月から軽度者の方への福祉用具のレンタルサービスは、一定の条件に当てはまる場合を除き、介護保険での利用ができなくなります。今まで一般的に車いすなら月額500円前後、介護ベッドは1,000円程度の自己負担で済んだものが全額負担となります。今月中に自己負担でレンタルをするのか、購入するのか、それとも利用をあきらめるか、決めなければなりません。厚生労働省は、福祉用具に頼ってはいは、かえって生活機能を低下させることになる。車いすに頼るより介護予防の筋力トレーニング指導を受けなさいと理由をつけておりますが、ベッドがあるから立ち上がれる、車いすがあるから外出できる、そういった人がたくさんおられます。こうした人から用具を取り上げることは、介護予防にも逆行することになるのではないのでしょうか。そこで町長にお尋ねをいたします。

一つは、今回の改正で本町では、対象となる福祉用具（ベッド、車いす、エアマット、移動リフト、電動四輪）のこれまでの利用者人数はそれぞれ何人おられ、そのうち何人の方が福祉用具の返還対象となったのか。

また、こうした福祉用具貸与の是非を判断する際には、ケアマネジャーや主治医の判断を重視すべきであります。今、高齢者の実態にそぐわない福祉用具返還に対し、これまでどおり利用できるよう10月から所得に関係なくレンタル利用料を助成する自治体も出てきております。本町においても福祉用具を自費で購入、またはレンタルする高齢者に対し、町独自の助成などをする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、国に対し、これまで利用してきた方からの福祉用具の取り上げを中止することを要求すべきではないでしょうか。

二つには、地域包括センターが4月からスタートいたしました。軽度の利用者向けの新予防給付のケアプラン作成が大きな仕事であります。しかし、ケアプラン作成に支払われる介護報酬が4月より改定され、これまでケアマネジャー1人が担当する標準件数は50件でしたが、それが35件に改定されました。政府は担当件数を増やすと介護報酬を引き下げるという仕組みをとっております。さらに、介護度の軽い要支援1・2の人の介護予防ケアプランの作成は、従来のプランよりも手間がかかるのに、ケアマネに支払う介護報酬は約半額に引き下げられました。これまでは介護度関係なく一律8,500円であったのが、要支援1・2では4,000円となっております。この結果、ケアマネのいる介護事業者が利用者の件数を調整し断るなど、ケアプランの作成をしてもらえないという人が全国で増えている

と言われておりますが、本町では利用者本人に合った適切なケアプランが作成されていますか、その点をお尋ねいたします。

三つには、介護保険料があります。全国で平均24%引き上げられ、基準額が4,000円以上の自治体が全体の37%と3年前の5倍となっております。本町でも旧丹波で4,703円、旧瑞穂で3,506円、旧和知で4,496円となりました。21年からは統一されるわけですが、ほとんどが年金からの天引きであります。6月から住民税が上がり、それに伴う国民保険税、介護保険料の引き上げで、高齢者の方からは何とかしてほしい、そういった声をお聞きします。最大の原因は、国の負担割合を2分の1から4分の1(25%)に引き下げたことにあります。高齢者の保険料値上げを抑えるためにも国に対し、全国町村会が要望している国庫負担を30%にと、本町としても強く要求すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目は、子育て支援についてお尋ねをいたします。

「1.57ショック」という言葉で、我が国の少子化に対する危機感が取りざたされてから16年になります。2005年の合計特殊出生率は1.25にまでとなり、これまでに育児休業制度の導入や児童手当の対象年齢の拡大など、数々の少子化対策は実施されたものの、少子化傾向に歯止めがかからないのが現状であります。今年の上半期の出生率が6年ぶりに増えたと言われておりますが、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.1前後とされ、この数字にはほど遠いものであります。

こうした日本の出生率低下が政府の予測を超えて進行している根本には、非正規雇用の増大と長時間労働、妊娠リストラの横行や低い育児休暇取得率など、働きながら子育てをすることが困難になっているからではないでしょうか。

結婚・出産後も仕事を続けたいと願う女性は増えているものの、継続している女性は2割と言われております。育児休業を取得している女性は、2005年で72.3%ですが、出産を機に7割の人が仕事をやめています。一方の男性の育児休業取得率は0.5%で、男女とも仕事と子育てを両立できる環境に至っていないということでもあります。本当に子供を大切にす国、しない国の違いは、国内総生産(GDP)のうち2%以上を子育てや家族の暮らしを支えるために財源を使うかであります。

EU(欧州連合諸国)の多くは、2%以上を子育て支援や家族の支援に充てています。デンマークは3.8%、フランス、フィンランドは2.8%を投じているのに対して、日本は0.6%と3分の1であります。これを見ましても、政府は少子化対策と言いつつも、大事な財源は後回しとなっております。今、国や自治体、そして企業がやるべき子育て支援は、労働

条件の整備と家族への支援であります。その一つであります労働の政策では、雇用の安定と生活できる賃金の確保、長時間労働の是正、育児休暇の保障と保育所の整備など、仕事と子育てを両立させる環境づくりが必要であります。

内閣府が発表しました2006年度版「国民生活白書」の中では、18歳から34歳の女性の理想は再就職コースが約4割で最も多く、継続就職コースが約3割と合わせて7割の方が出産後も働きたいと思っているそうであります。ちなみに1992年まで最多だった専業主婦コースは2割に減少しております。しかし、子供を産んでも仕事を続けていきたいと希望する女性が増えているのに、現実にはそれを妨げる三つの壁があると分析をされておりました。一つは、育児休業がとりにくいこと。二つに、職場復帰後の保育環境が不十分であること。三つは、女性の労働環境が厳しいことが上げられておりました。

政府は今後の少子化対策に役立てるために、全国の企業5,000社に対し子育て両立支援策に関するアンケートを実施し、約1,400社から回答を得たと新聞に載っております。その結果は、従業員が仕事と育児の両立できる子育て支援の取り組みに積極的な企業は33.7%と、3社のうち1社であることであります。また、正社員のための育児休業制度を導入している企業は81.4%であるのに対し、パートなど非正規社員にも適用している企業は54.4%と、子供を育てながら働くパートなどへの支援の手薄であることが現状であります。そこで町長にお尋ねをいたします。

本町におきましても、役場の職員はもとより、一定の従業員を抱える事業所に対し仕事と育児を両立できる環境づくりに積極的に取り組んでいただくための問題点など、両立支援策に関するアンケートを実施し、対策を講じるべきと考えますがいかがでしょうか。

また、本町には五つの保育施設があります。合併協では現行のまま施設は引き継がれるが、保育時間に旧町ごとに違いがあるため、和知の例を参考に調整して統一しますと確認をされました。しかし、延長保育時間を見ますと、和知が行っておりました迎いの時間が1時間短くなっております。それぞれ勤務先によって勤務時間帯、また、通勤に要する時間も違います。逆に、保育時間に合わせて勤務先や勤務地を決めることになるのではないのでしょうか。働くお父さんお母さんへの支援として延長保育を見直す考えはありませんか。

3点目は、環境問題についてお尋ねをいたします。

一昔までは環境問題と言えば公害問題を連想される人が圧倒的だったと思います。しかし、今はだれしものが地球温暖化やオゾン層の破壊など、それなりの知識を持ち合わせているのではないのでしょうか。だが、どの程度の人が環境問題を地域の問題、あるいは、自らの問題として認識し、危機感や責任感を感じ、自らの行動やライフスタイルを変えたかと言えば、私

自身もまだまだ便利さや豊かさを求めているところがあります。

人の体調のよしあしが体温の変化でわかるように、地球の体調も同じであります。地球の体温は過去100年間にわずか1度も上がっていませんが、しかし、このまま私たち人間が毎日の生活や生産で使っている石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料や家庭から出るごみの焼却によって生ずる二酸化炭素などの温室効果ガスによって二酸化炭素の濃度が2倍になると、地球の年平均気温が1度から2.5度上昇すると言われております。年平均気温1度から2.5度上昇すれば、北極や南極の氷が溶け出し、その結果、海水面が上昇する。それだけではなく、地球上の多くの地域で気候変動が起こり、いわゆる異常気象をもたらすのであります。近年の大洪水やその一方の干ばつなど大きな被害をもたらしていることは、地球からの悲鳴、私たち人間への警告ではないでしょうか。

こうなると、私たち人間は少しでも早く「人間あつての地球」から「地球環境あつての人間」へと支配的な物の考え方を変えていかなければならないと思います。そのためには、重要な視点は地球規模で考え、具体的な行動、実践は地域ですることです。今、私たちにとって必要なことは、豊かさと便利さを求め過ぎている自分たちの生活のありようを見詰め、考え直すことではないでしょうか。ツッカケがわりとなった自動車、冷蔵庫やテレビなどの大型化、また、便利さから重宝されている24時間ストア、100坪足らずのコンビニエンスストアに出入りする貨物自動車の数は、1日10台は下らないそうであります。こうして見ましても、消費者である私たちの多様なニーズがあるということで、環境破壊を食い止める大きな要因でもある私たち自身のライフスタイルを見直すことでもあります。つまり、身近なところから始めていく、まさに台所レベルから環境問題に取り組んでいくことが必要であります。本町においても、ごみの分別化は住民の中で定着してきており、また、婦人会や老人会、小学校PTAなど各種団体による新聞紙、牛乳パック、アルミ缶などのリサイクル運動に取り組んできております。そこで町長にお尋ねをいたします。

私の住んでおります質美地域では、地域挙げて使用済みのてんぷら油などの廃食油回収に取り組んでおります。今月の8日付の京都新聞にも取り上げていただき、多くの住民の方にも知っていただいたのではないかと思います。てんぷら油など廃油はまさに台所から出るごみの中でも処分しにくいものの一つであります。洗い流せば水質汚染の問題となり、下水パイプの詰まりの原因にもなります。また、生ごみとして出せば焼却処分され、二酸化炭素が発生し大気汚染の原因、畑にまいたり埋めたりすれば土壌汚染の原因になります。しかし、リサイクルをすればバイオディーゼル燃料、環境に優しい燃料に生まれ変われば軽油の排ガスと比べ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を約10%も削減できます。また、酸性雨の

原因ともなる硫黄酸化物もほとんど含まれていないクリーンな新エネルギーであります。集めた廃食油は精製され、京都の市営バスやごみ収集車の燃料として転用されます。質美地域としては今後、回収が増えれば、地域での農業機械への燃料に使用することを積極的に考えていただいている方もあります。町として、こうした身近な取り組みを通じて、環境を守る意識を広げるために広報で知らせるとともに、回収等に前向きに取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 皆さん、おはようございます。連日、ご苦労さまでございます。

それでは、坂本議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

まず、介護保険についての1点目でございますが、平成18年4月1日より要支援者及び要介護1の軽度者については、その状態像からは利用が想定されにくい種目については、一定の条件に該当する人を除き、保険給付の対象とならないこととなりました。その上で、既にサービスを利用されている人に対する配慮のため、9月30日までの間は引き続き保険給付サービスを行うことができる旨の経過措置が講じられているところであります。

軽度者に対する福祉用具の貸与については、利用者の状態像からは、その利用が想定しにくい福祉用具貸与が給付されているといった不適切な事例が見受けられたことなどから、国の方から介護保険における福祉用具の選定の判定基準についてが示され、適正化を図ってきたところでありますが、今般の制度改正はその趣旨をさらに徹底し、介護保険における福祉用具がより適切に利用されるようにする観点から行われるものであります。

本町におきまして今般の制度改正により、引き続き福祉用具貸与が難しくなりそうな軽度者の利用者は、現在のところ、ベッドで18人、車いすで7人、移動リフトで2人等になっておりますが、軽度者の利用者が返還することにより負担額がどれぐらい増えるのかといいますと、例えばベッドで申し上げますと、レンタル料金は介護保険制度により附属品も入れまして、1カ月800円から1,350円程度での負担で対応されておりますが、自費レンタルになると、ベッドであれば1,900円から2,500円程度となり、1,100円から1,150円ぐらいの利用者負担増となると見ております。

今般の制度改正で軽度者の福祉用具の貸与は、軽度者すべての人が返還しなければならないのではなく、一定条件に該当する場合、引き続き介護保険制度による保険給付ができますし、返還する必要はありません。また、その一定条件の中にはケアマネジャー、主治医、認定調査員の判断が尊重されるようになっておるところでございます。町独自の助成につきま

しては、現在のところ考えておりませんが、どうしても必要な軽度者の利用者の方は、社会福祉協議会のベッド等の貸し出しを利用していただくこともできます。介護保険制度は保険料や税金によって、みんなで支える制度でございます。将来にわたり制度の持続可能を高めるためにも福祉用具の貸与サービスは、便利だからで使用するのではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用するサービスであり、その制度にのっとり介護保険制度は運営されていくものと思われまます。また、国に対しては京都府を通じまして、サービス利用が困らないように要望もしてまいりますし、今後も引き続き健全な介護保険制度を維持できますよう要望は常にしていきたいと思います。

2点目でございますが、8月11日現在で予防給付認定者の数は、要支援1が31人、要支援2が70人で、合計101人であり、うち78人が訪問または通所系のサービスを利用されております。包括支援センター及び町内外7カ所の居宅介護支援事業所に委託してケアプランを作成し、給付管理を行っておるところでございます。残りの方につきましては、給付管理を伴わない住宅改修や福祉用具購入等のサービスを利用されております。

ご承知のとおり、今回の介護保険の改正に基づいて新予防給付の対象者、要支援1・2は、疾病の外傷等により心身の状態が安定しない状況やサービス利用に係る適切な理解が困難である状態である人は想定されておらず、今まで利用していたヘルパー利用や福祉用具貸与などに一定の制限が加えられたところであります。このような状況の中で各ケアマネジャーとも国の基準に基づき、それぞれの利用者の状況に応じたケアプランの作成に最大限努力いたしており、ケアプラン作成から3カ月後にケアマネジャーが作成する支援評価表が逐次提出されておりますが、そのほとんどが当初の目的を達成したと評価されておるところでございます。今回の法改正により業者はもとより、担当ケアマネジャーやサービス提供事業所も戸惑いを持っておられるのも事実であり、地域包括支援センターと各ケアマネジャー及びサービス提供事業所とが十分連携をする中で、利用者の方が地域で安心して暮らしていただけるよう、より一層努力いたす所存でございます。

3点目についてでございますが、厚生労働省が発表した第3期介護保険料の月平均は4,090円でございます。第2期の全国平均額3,293円と比べれば第3期は797円、24.2%増加したことになります。介護保険料は京丹波町におきましても平成12年度に介護保険制度が始まって以来、期ごとに上昇し続けております。町といたしましても介護保険料が上昇し続けることは住民の生活を脅かすものであると思っておりますし、年金生活者に対して申しわけなく思っているところでございます。現在も国に対して国庫負担割合を上げるよう要望いたしておりますけれども、引き続き町といたしましても京都府を通じまして、

住民の生活を脅かさないためにも国庫負担率の割合を引き上げていただくよう要望していき
たいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、子育て支援についてでございますが、議員ご指摘のとおり内閣府での調査では、パ
ート社員などへの支援が手薄で、子育て支援を推進するに当たり企業に期待される役割は大
きく、企業自ら子育て支援の一層の推進を図り、仕事と家庭、子育ての両立を促進すること
が緊急の課題となっていることは承知いたしております。本町におきます次世代育成支援計
画の策定に当たり、住民の方々よりアンケートに基づき、各関係機関と連携しながら仕事と
子育ての両立支援等、社会全体の取り組みとして行動計画達成に向け努力してまいりたく存
じております。また、子育て支援の実践的な推進を視野に置き、今後800余りの事業所を
対象にアンケート等も検討しながら、支援策にかかわる現状と課題を把握した上で、支援策
導入に伴う企業経営上の効果や影響について多角的に分析を行い、効果的な支援策導入のあ
り方についても検討していきたく思っております。

二つ目の延長保育の件でございますが、旧和知町では7時30分まで預かっておりました
けれども、実際には利用者がなかったのが現状でありまして、合併協議での議論を重ねた中
で若干利用がありました6時までの保育をベースに、6時30分までの延長保育に決定させ
ていただいたところでありまして、やはり少しでも親と子が接する時間をとってあげるのも
子育てであろうとも存じておるところでございます。しかしながら、核家族が増える中でニ
ーズに合わせ、現在、亀岡市におきましては地域ボランティアによるファミリーサポーター、
いわゆる祖父母でありますとか親戚等での預かり保育でございますが、そうした導入も見据
えた上で、今後そうしたものも検討しながら取り組んでまいりたいと存じているところでご
ざいます。

次に、環境問題についてでございます。

質美地域では京都府知事から委嘱されました地球温暖化防止活動推進委員が中心となられ、
このたび質美振興協議会の事業として使用済みてんぷら油の回収を始められたとお聞きいた
しておるところでございます。食用廃油を廃棄物として処理するのではなく、バイオディー
ゼル燃料の資源として回収されるもので、地球温暖化防止の観点と地域活動や家庭生活に根
差した循環型社会の形成を目指しておられます。住民の主体性と協力連携による食用廃油の
回収、リサイクルのモデルケースとして、本町もこうした活動が広がっていくと大いに期待
をいたしておるところでございます。現在のところ、食用廃油の主導的回収は考えておりま
せんけれども、こうした活動への側面的支援等を検討してまいりたいと考えておりますので、
よろしくお願いを申し上げます。

以上、坂本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） それぞれ答弁をいただきましたが、まず介護保険のことであります。

今、返還する人数をそれぞれお聞きいたしました。ベッド18、車いす7人、電動四輪とって電動で動く車いすですね。あれは全く返すということはないのでしょうか。対象だったと思うんですけど、返す方はおられないのか。その辺と、これまで借りていたそれぞれの人数がわかりましたら、ベッドなり車いすなり、そのうちの何人が返還するということかわかりませんので、その点をお願いしたいのと、それと、自費で、それぞれ利用ができなくなった方はレンタルするなり、そして、やめるなり利用しなくなるなり、それぞれ自費で購入するということに使いたい方はなるわけですが、先ほど町長が答弁でおっしゃいました、それに関する主治医とかケアマネの判断はもちろん尊重して、国の基準にのっとってしているということですが、その国の基準というのが実態と合わないものになっていることが多いのであります。

うちも実際、家におります義理の母がベッドを借りておりましたけど、今回うちの場合は1,380円か、毎月払うておりました。それを返そうかなと、まだ決めてはおりませんが、返そうかなというふうになっております。うちは、母はちょっと大腿部を骨折をして、それから入院を2カ月ほどしてリハビリをさせていただいて、やっとベッドを借りて起き上がれるようになって今、自分で杖ついたり老人車で歩けるようになりました。その起き上がるまでというのが物すごく大変なんですよね。

国が言っておられる筋力をつけなさいというたら、それは国がおっしゃったように、だれもかれも借りてたい方もおらはるかもわかりませんが、私の母の場合は、そういったことでやっとベッドの柵を持って起き上がったからトイレに行けるんですよね。トイレに行きたくても、その起き上がる力いうものがない方もおられたら、そこでやっぱりベッドの上で粗相をするということは物すごく、その人にとったら負担なことで、せっかくここまで来てトイレに行けた。トイレに行くまでに時間かかります。足が弱い方は。そやけどベッドを起き上がる、その1分、2分が早く起き上がることによってトイレが行けると。その充実感いうものは大変それは、その方にとって、私たちも年をとっていくわけですので、今わかれというのは町長もお元気ですし、わからないかもわかりませんが、実際がそうであります。

やはり一くりに、もう歩けるんやないか、そこら辺まで歩けるんやないかと、そういう基準がやっぱりそれぞれありますので、実際にケアマネに聞きましたら、やっぱり利用され

る方が、あきらめる方が多いと。ほなどないしはんの言うたら、今まで家に置いてあった折り畳みベッドを使うと。そやけど折り畳みベッドは体起きないんですよね。自分で起きないとだめなんですね。何のために、こうして電動ベッドが必要かということは、やっぱりそれなりのことがあるので必要やということなので、その国の基準にのっとってじゃなくして、やっぱりケアマネ、そして主治医の意見を十分聞き取った上で、確かに国の基準では無理な方でも町の助成を経て、そういった方の介護予防、結局は介護予防になって重症化しないと思うんですよね、介護度が。そういった方の助成をできたら今まで利用されておられる方、そういった方への助成、これ、人数を聞きましたら18人、7人とかいうたら、金額的に言うたら微々たるものになるんやないか。いうたら1,000何ぼほど増える、先ほどおっしゃいましたね。これまで払うとるのに実費でレンタルしようと思ったら、その分を町が助成してもいいんやないかな。その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

最近、東京都とか、そして、こないだは津市でもそういったことを、東京都は幾らかの区は助成しておりました。3,000円ほどね。津市の方では検討しなければいけないと。そしてまた、私の聞くところでは、近隣町でも検討するというのを聞いております。やっぱりそういった、これまで瑞穂は特に福祉のまちというのが住民の中には根づいておりますので、そういった合併した途端に、これは合併とは関係ないんですけど、した途端に何もかにも助成がなくなる。ほとんど単独の助成がなくなっただけということは、住民にとったらほんまに、もちろん懐も大変ですけど気分的にめいっておりますので、助成、今までそういった利用ができる方の助成をしていただきたいと。先ほど社協のベッドなどを利用してくださいとおっしゃいましたが、果たしてそれが十分賄えるのかどうかということもあります。その辺をもう一度お考え直してください。お願いします。

それと、包括センターでケアプランの作成のことなんでありますけれど、4月からスタートいたしまして、これまでケアマネジャーがケアプラン作成しますが、その都度一律8,500円という介護報酬が支払われておりました。それが4月になりまして、こういった要介護度軽い方、要支援1・2にとっては4,000円となり、半分以下になりました。そういったケアプランを作成されておられる事業所、そういったところはやっぱりケアマネさんを抱えておられたら、それだけ収入が減るわけでありまして、そういった方のケアプランをしなくなるということがあちらこちらから出ているようにお聞きしております。この京丹波町でもそういった場合、事業所がしなくなったケアプランが今度は包括センターで全部賄わなければならないというのになるんやないかと思うんですが、その点十分今のところは、しっかりとケアプランが作成されておられるのか、その点を1点お伺いします。

保険料の引き下げについては、もちろん国に要求すべきことではありますが、それぞれここで、これを減免するというたら国の方にひっかかるとか言われておりますが、やっぱり住民にとったら国保税が上がり、住民税が上がり、国保税がそれに伴って上がりの、介護保険が上がりの、本当に1,000円も上がったら、またこれに介護、こういった福祉用具を、1,000円から2,000円上がったとした場合、ほんまに借り押さえもできますし、結局は介護保険料の、そういったことの滞納につながるような気がしますので、先ほども言いましたが、ぜひ福祉用具の助成の件は、もう一度考えていただきたいと思います。

2点目の子育て支援であります。何か800ほど対象にアンケートをされると今お聞きしました。いつごろと考えるのか具体的に月でもよろしいし、わかりましたらお願いしたいのと、保育の時間延長の場合、実態、私も把握ができてなかったもので、ただ時間だけ見て質問をさせていただいたんですけど、やはり先ほども言いました、子供が預けられなかったら、預けられる時間帯の仕事を選ばなくてはならないと。そうするとなれば、やはりパートになるわけでありまして。そういった先ほどの事業所の対応なんかでも、やっぱりそういったパートには比較的理解がしにくいというところも多くあるわけでありまして、また十分この保育園の時間の延長の件は、保護者ともまた話を聞く中で、要求されることがあれば、またその都度対応していただきたいと思います。

それと環境問題であります。考えていないということではあります。活動への支援を考えていると答弁いただきましたが、こういったことの支援を、具体的にわかりましたらお願いします。このてんぷら油の場合は先ほども言いましたけど、それぞれの汚染にかかわることになりますので、これを今、そのてんぷら油を固めて可燃ごみに出しますわね。そういう方が多いと思います。ということは、やはりそれだけまた町のごみに対する負担も量が増えるわけでありまして、それに比例して費用もかかるわけでありまして。少しでもごみの減量化を考えるためにも質美地域だけでは、やはり地域に限られておりますので、これはよいことであれば、別にお金は要らないと思います。

向こう側からここに置かしてくださいと持ってきはるんですけどね、容器が。それで、2カ月に1回でしたか回収に来られるわけですね。そういうことで、もしまた精製したものを利用したいというときには幾らかのものを払って購入するわけですけど、それが目的ではなくして、私たちはやっぱりこの環境を考えるために、そして、住民の皆さんの意識改革をするための、自分たちの毎日使う台所から出るごみを考え直す一つとして考えていただきたいというのと、職員の方々もそうですけど、町長も何か身近なことで環境に関する何かを実行されておられるのか。代表してちょっと何か、電気を消すとか、そういうこともあるかとは思いま

すけれど、何かそういうことが実行されておりましたら、ちょっとお伺いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、1点目のいわゆる現状に合ったサービスができないのかということでございまして、今おっしゃいましたように、私も高齢の母を抱えておりました、坂本議員おっしゃることはよくわかりますし、なかなか周りで見えておりましたも、その日その日の体調のかげんもございまして、目を追うごとに体力が落ちていく、そうした中に健康でありまして、なかなか思うように動けないのが一日一日目立ってくるなというふうに感じておりました、今おっしゃいますように、それぞれの使用具の貸与の基準、そうしたものが実態と合っていないのではないかというご意見もよくわかるわけでございしますが、そうした面では先ほど申し上げましたように、身体の状態に応じて必要と判断される方が利用されるサービスということで、便利だからということで殺到するのではなく、今、議員おっしゃったように、本当に必要な方が申し出ていただいて借りていただく、こういうことがお互い認識されれば、より充実した制度となるのではないかとこのように考えているところでございまして。そうした面では、まだまだこれからお互いのそうした思いを高めていく、あるいは認識を高めていくということは必要になってくるのではないかとこのように思っているところでございまして。ケース的なことにつきましては、また後ほど担当の課長から説明をいたさせたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

食用廃油の回収等でございしますが、今、全国で40万トンぐらいのものが廃油として出されておるとこのことで、その半分が家庭からの廃油ということになっているというふうには伺っているんですが、どうしたら側面的な支援ができるかということ、現実、本町では今、質美地域の皆さん方が本当に熱心にお取り組みをいただいて、ああ、こういうことがあるのかということ先般の新聞でも多くの皆さんが改めて認識をされたのではないかとこのように思っていますし、廃油を石けんにとか、そういうことでなしに、もっと有効に使えるということが多くの皆さん方がお知りになったのではないかとこのように思っていますし、行政が側面的にと申し上げますと、呼びかけをさせていただいたり、また、現実、先進的な取り組みをいただいておられます質美の皆さん方が現状で、そうした食用廃油を回収するに当たって、こういうことができれば一番、もっと進みやすいといえますか、有効に集まってくるといいますか集めやすいといふか、そういう部分もお教えをいただきながら、行政としてもできるだけお力になれるような対応をしてみたいというふうには思っているところでございまして。

私自身こうした地球環境にどう取り組んでいるのかということでございしますが、なかなか現実的に、これといったことはないわけでございしますが、自分で強いて言えば、木を大事に

するとか周辺をきれいにしながら、できるだけ緑を多くという部分では努めておるつもりでございますが、これから特にCO₂の問題でありますとか、そうしたものを極力出さないような方向も目指していきたいなというふうに考えておるところでございます。

残余の質問の件につきましては、担当課から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 先ほどのご質問でございますが、まず、全体の貸し出し台数についてでございますが、ベッドの貸与者数につきましては119件、車いすにつきましては48件、移動リフトにつきましては15件でございます。なお、ご質問の電動車いす四輪を含むという部分につきましては、介護保険上ではすべて車いすということになっておりますので、その中に含まれておることをご理解をお願いいたします。

あと、必要な方という部分で国の基準というお話もあったわけですが、それぞれに例外の項目が例外に該当するものということになっておりまして、車いすにつきましては要介護認定調査結果に基づいて実施をされるわけですが、それ以外にということで日常的に歩行が困難な者、そして、日常生活の範囲における移動の支援が特に必要と認められる者等々につきましては、主治医の意見そしてケアマネさんを通じ、そして、指定介護予防事業者または支援事業者が判断するということになっておりますので、本当に、先ほど町長が申し上げましたとおり、必要な方につきましては貸し出しがあるということをご理解をいただきたいと思っております。同じように、特殊寝台につきましても同様で、例外に該当するということで日常的に起き上がりが困難な者、あるいは日常的に寝返りが困難な者につきましては、特殊寝台の貸し出しがあるということをご理解をよろしくをお願いいたします。

なお、現在、車いすにつきましては、貸し出し可能台数につきましては、京丹波町内で28台、そして、ベッドにつきましては、電動が5台とギャッジベットが旧瑞穂病院にありますものを使えば、合わせて38ということになっております。

続きまして、ケアプランの作成に収入源のためということで可能かというご質問についてでございますけれども、現在、7事業所のケアマネさんにご理解をいただき、また、7事業所にもご理解をいただき、ご協力をいただいております。なお、当初は通常、介護分につきましては35名、そして、予防給付につきましては8件、合計43件ということに通常はなっておりますけれども、京丹波町につきましては特別地域加算ということで、特別加算地域に居住している利用者は制限がないということになっております。ということで旧瑞穂地域、旧和知地域、そして、旧丹波の中では竹野地域に居住されている方の予防給付のケアプランにつきましては何人でもできるということになって

おりますので、7事業所のケアマネジャー、そして地域包括支援センターのケアマネ3名で何とか今のところはいけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 先ほどの町長の答弁の中で、もう一回福祉用具の助成を考えてもらえないかと今お聞きしましたら、ベッドをこれまで119件借りて、返還する人は18人と先ほどおっしゃいましたし、車いすも48人のうち7人が返還と。金額的に言いましても少なくなるんじゃないかと思えます。それは今、社協の貸し出しをおっしゃいました、車いす28台とベッドが5台とおっしゃいましたが、やはり確かに必要でない方もおられるのかもわかりませんが、ケアマネさんにお聞きしたら、それはあった方がいいなあという方ももちろんおられますので、そういった方があふれたときの介護が重症化しないことと、そして、この社協のベッド貸し出しがどれだけあって、どんな方が借りられるのかと、そういったお知らせみたいなのもあるのかどうか。ケアマネがそれを把握されているのか。その点もちょっともう一回お伺いしたと思えます。

知らずにベッドを購入される方もおられると思えますし、もし、そないにして有効に借りられるんでしたら知らない人は損しますし、知ってたら無料で借りられるということがあると思うので、その点をちょっと、もう一度お伺いします。課長でも、どちらかわかる方お願いします。

それと、先ほどの廃油の件なのでありますが、呼びかけたり現状回収するに当たって、スムーズに集めやすいようにということではありますが、質美としては、集めるのは別に業者が集めに来られますので、その一定のところにポリを置いていただくので、そこに住民の方が移しに来るんです、それぞれね。そやから別に、それを持ってどこに行かんなんことはなくて、業者が取りに来られるので、その置くところを、指定を業者と契約になるのかどうかは、それはわかりませんが指定をね。いうたら京丹波町でも、どこどこの地区のここに置いてくださいとか言うたら、そこに業者が持ってきていただけるんです。やはりある程度量が集まらないと、やっぱりそういった新しいエネルギーになりませんので、そういった別に難しいことではないと思えますので、ぜひその点も考えていただけたらと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 福祉用具の貸し出し等につきましては先ほど申し上げたところでございますし、現状のところは町単独の助成については考えておらないわけでございますが、知っていなかったとか知っていたとかということで、それぞれの利用される皆さん方に差が起

きてはいけませんので、そうした部分につきましては担当課を中心に、皆さん方にお知らせをしながら今後も取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、食用廃油の回収の件で、例えば今おっしゃいますように、回収するポリタンクを置く場所の件等については、町で管理いたしておりますいろんな施設があるわけですが、そうしたところが回収するのに皆さんが利用しやすいということであれば、また申し出ていただきましたらその場所を2カ月に1遍のことをございますので、お使いをいただくとか、いろんな面でご協力はさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 先ほど坂本さんがおっしゃいました18名、例えばベッドですと18名の返還ということでございますけれども、町長から申し上げましたのは、引き続き福祉用具貸与が難しくなりそうな軽度者の利用者数ということになっておりますので、この方がいわゆる要介護1・要介護2になられて、その後判断をするということになりますので、この18名よりも例えばベッドですと少なくなるということでございます。あと、車いす7人、移動リフト2人につきましても同じでございます。この方が対象であって、これ以下になるということでございます。

あと、ベッドについてでございますけれども一応社協に貸し出しベッド、確かにあるわけでございますが、マットにつきましては購入をしていただくということになっております。衛生的な問題もありまして、亡くなられた方あるいは病院へ入院された方が使っておられたということになりますので、貸し出しとはいえ1万円の負担はしていただくということには、購入をしていただくということになりますので、その辺のところもご理解をいただけたらうれしいと思います。

○議長（岡本 勇君） 次に、東まさ子さんの発言を許可します。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、ただいまから平成18年9月議会の私の一般質問を行います。

最初に、高病原性鳥インフルエンザ発生農場の最終処理について伺います。昨日も質問がありました、私も行ってまいります。

2004年2月に鳥インフルエンザの感染が発覚し、殺処分した鶏の埋却処分、鶏糞消毒などがまん延防止のための措置としてとられました。大きな被害を被ってから2年6カ月になります。地元住民の皆さんは最終処理が終わるまで心配は尽きません。

さて、昨年末から鶏糞は焼却処理がされており、当初、6月いっぱいまでめどがつくというふうに言われておりましたけれども、9月末になるとの府の発表もありました。こうした状況の中、鶏糞の焼却処理の完了めどについてお尋ねいたします。

また、京都府は、鶏糞の処理と埋却鶏の処理につきましては、法の一連の処置として国・府2分の1ずつの負担で行うと方針を出しておりますが、鶏舎の撤去や跡地利用については責任を持ってくれないというふうに聞いておりました、議会として府へ撤去費用の支援要望を行ったところです。家畜伝染予防法に基づいて、国と府が最終処理に責任を持つ必要があります。町としても行っておられると思いますが、さらに強力に要請をしていくべきと考えております。

ところで、埋却鶏の処理について聞き及んだところによりますと、現地に焼却炉を持ち込んで処理をしたいという、その府の要請があったと聞いておりますが、どうなのでしょう。さらに、鶏舎の跡地利用につきましても環境保全センターのプラスチックごみのリサイクル処理施設建設の話があるとも聞いておりますが、こうした内容で地元と話を進められておられるのかどうか伺います。

また、日本で初めての大規模発生した大事件であり、埋却鶏などの状態調査や鶏舎撤去、跡地利用など住民の納得のもとで最終処理ができるよう府や専門家、地元など、こうしたところで構成する検討委員会をつくって、町としてどう解決するのか検討していくべきと考えますが、町長の考えをお聞き、お尋ねいたします。

次に、ケーブルテレビについてお尋ねいたします。

全町にケーブルテレビを普及するためのアンケート調査が実施されました。国の情報通信施策のもとで、本町でも住民生活の利便性と公共の福祉のため、さまざまな情報の受発信ができ、人と人とがもっと身近に感じられ、住民が安心して豊かさを実感できるようIT社会に対応した情報基盤整備を基本方針として掲げておられます。基礎資料として利用させていただきたいということでアンケート調査もされたところでもあります。合併による情報の一元化と言われますが、国も町も財政的に大変厳しく、町民の暮らしも大変であります。もっと詳細な資料を示して意見を聞くべきではないかと考えます。それでは、次の点についてお伺いをいたします。

まず、17億円と試算されておりますケーブルテレビの整備について、17億円の事業費のうち国の補助金、地方債、加入者負担、将来の返済計画の見通しについてお聞きをいたします。また、事業のメリットについては、どう考えておられるのか、さらに、加入金や宅内配線工事、利用料などの利用者負担についてはどうなるのかお尋ねをいたします。

続きまして、高齢者の負担軽減策についてお伺いをいたします。

高齢者の負担は、小泉構造改革による昨年からの年金生活世帯など的高齢者の所得税増税、今年4月には介護保険料の引き上げ、続いて6月には住民税、7月の国保税と大幅負担増となりました。住民税は、公的年金の縮小や老年者控除の廃止、高齢者の非課税限度額の廃止、定率減税の半減で新しく住民税を払わなくてはならない高齢者、これまで住民税を払っている人も軒並み増税となります。さらに、住民税が課税になることで介護保険の保険料や利用料、医療費の自己負担限度額に影響して、雪だるま式に負担が増えていきます。介護保険料につきましては、3年に一度の見直しで二重の負担増であります。

これらの負担増は高齢者の耐えられる限度を超えるもので、ため息が渦巻いている状況でございます。私は、6月議会で地方税法の改悪による京丹波町民への影響についてお伺いをいたしました。その影響額は、住民税で2,300万円、国保税で800万円、介護保険料で見直しによる値上げが約4,500万円、住民税増税により介護保険料の段階が上がることによって、約746万円と合わせて8,346万円の負担増というものであります。この大きな負担増に対し、日本共産党議員団といたしまして、8月8日に軽減対策について町に申し入れも行ったところでございます。

町長に伺います。まず、今回の増税の町民への影響をどのように受け止めておられるのか。町民の立場に立ち、大增税の中止を国に求めるべきだと考えますが、どうでしょうか。

また、65歳以上の方で、年間所得金額が125万円以下の方への住民税非課税措置が18年・19年度の2段階で廃止になります。その上、来年度からは、これまで所得に比例して5%、10%、15%となっておりました住民税所得割の税率が10%に一律化されることや定率減税の全廃などで、さらに増税が続いてまいります。急激な増税となる高齢者世帯に対し、町民税減税措置の創設を行うことや、国民健康保険税につきましても緩和措置がありますが、年金収入は減っているのであり、減免対象にするべきだと考えます。

さらに、障害者手帳を持っていなくても、介護度が高い認定を受けた方は、町から障害者控除対象認定証明書を発行してもらうことで、障害者控除を受けることができます。本町での活用状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、公的年金控除の縮小と老年者控除の廃止などで多くの高齢者が増税となりました。年金受給者で確定申告をしていない方は、国保税などの社会保険料控除、医療費控除など行っていないために、本来の税額以上の増税になっている方もあります。寡婦に該当する場合も軽減の対象になります。医療費控除も年間の医療費が所得の5%か、それとも10%か、どちらか少ない方を超えた場合に、超えた分を控除できます。制度の活用が重要であります。

広報や個別通知による控除の説明など、親切丁寧な対応をぜひとも行っていくことが大切だと思っております。町長のお考えをお聞き、お尋ねいたします。

次に、障害者自立支援についてであります。

7月20日付の京都新聞は、今年4月に施行された障害者自立支援法の影響について、京都の障害者施設団体などが府内の各施設にアンケート調査をしたところ、回答のあった通所施設で23人が利用をやめ、入所施設で7人が退所していたことがわかりました。応益負担の導入などで、利用者負担が大幅に増えたのが大きな原因と見られると報道しております。

また、9月10日の京都新聞は、京丹波町にある桜梅園、あるいは共同作業所の報道がされておりました。利用者にとっても決して十分とは言えない作業所など、通っておられる方の給料でございますが、作業所に行って仲間との楽しい時間というものは、本当にかげがえのないものになっております。5年間の猶予があるとはいえ、法に基づく施設運営を迫られるわけで、利用者負担でやめる人があってはいけないと考えます。一方、施設の運営面での問題も深刻であります。ある方は、これまで無料であったものが3万5,000円の利用負担となったという声もお聞きをいたしました。

障害者自立支援法による4月から原則1割の応益負担の導入で、障害のある方、家族、事業者が苦しんでいるわけであります。さらに、この10月からは、市町村の事務事業である障害程度区分認定、それと、これに基づく支給決定、地域生活支援事業の開始など始まり、自治体の責任が問われることとなります。本格実施に当たって、次の点についてお聞きをいたします。

3月議会では、障害者が必要なサービスを利用できないことがないように、京都府と連携して軽減措置を導入していきたいとされてから5カ月が経過をいたしました。こうした軽減制度がとられた中でも利用者負担の増加で利用を差し控える状況が出ていることが新聞で報道されているところであります。自立支援法による障害者と家族の負担増、サービス利用への影響について、本町はどう把握をされているかお尋ねをいたします。

これまで住民税非課税などで「負担なし」であった方も新たに「負担あり」となりました。京都府と町は3カ年の激変緩和措置といたしまして、利用者負担の軽減を実施しておりますが、障害基礎年金、月6万6,000円の方も上限7,500円までは負担しなくてはなりません。利用者の負担軽減を図るため、「在宅生活における福祉サービス」「補装具給付」「自立支援医療」などについて、国の制度の上限月額2分の1を軽減するだけではなくて、国の制度の負担額10%そのものの2分の1を助成すべきではないかと考えます。

また、10月から始まる地域支援事業は、障害者などの意見、要望を反映したものにす

べきであります。利用料は自治体が独自で決めることができますが、障害者の立場に立って、応能負担原則に基づいて現行よりも負担増とならないように、無料または低廉な利用料にすべきであります。その中でもガイドヘルプや手話通訳は無料にすべきと考えます。

さらに、施設でサービスを利用する場合の食費、水光熱費などが全額自己負担となりました。1食600円とも聞いている施設もありましたが、大変大きな負担となっており、食費への助成を行うべきと考えますが、どうでしょうか。

最後に、若者定住施策について質問をいたします。

人口減少社会の到来が言われております。出生率を死亡数が上回って、総人口が減少に転じる時代が来ました。合併を選択いたしました京丹波町の新しいまちづくりは、こうした中にありまして、「安心して子供が産める、子育てができる」「安心して老後を過ごすことができる」、そういった町の実現を目指すべきと考えます。若者が住んでみたい、定住できる町にするために住宅環境を整えることや子育て支援が重要であります。長野県の下條村は人口4,000人の町でありましたが、若者で子供がいるか、それとも、これから結婚する人に限っての入居できる住宅の建設に取り組み、人口が4,200人に増えました。また、近くでは旧の野田川町でも人口が増えています。このように先例も示している若者定住施策として、低家賃の町営住宅や土地の分譲を行うことについて、考えを伺いたいと思います。

また、須知都市公園は今、残土も搬入がされておりますが、まちづくりの上からも、お金の使い方からも用途を変更し、若者定住の住宅整備に見直すべきことを再度提言をいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、東まさ子議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、鳥インフルエンザの最終処理についてでございますが、鶏糞の処理等につきましては議員もお触れになりましたように、当初、6月末予定でございましたが、現状、鶏糞の量は見込みよりは、はるかに多かったということで9月末、処理が完了するというふうに伺っております。現在順調にその方向で進んでいるというふうに伺っているところでございます。

また、埋却鶏の処分については、京都府によりましてボーリング調査、掘り起こし調査が実施され、埋却物の状態や内部の水位などの状況が確認され、今後の処理方法などについて現在検討されているところでございます。時期等につきましては、まだ定まっていないようでございますので、お聞き次第またお知らせをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、建物の撤去と跡地計画でございますが、決して切り離して考えられない事柄であります。撤去費用につきましては、先般も言わせていただいたとおり2億5,000万から3億程度というふうに聞いておりますし、とても町におきまして全額負担で対応できるものではないというふうに考えておるところでございます。最大限、町の負担を軽減するためには、撤去も含めた将来的に展望が持てる跡地計画を地域住民の皆さん方とともに考えていく方針でございます。埋却鶏の処分方法が確定され、地元の理解もいただき、粛々と処分が完了した時点で対策委員会等も設置し、撤去、跡地利用の方針も検討していきたいというふうに考えているところでございます。とりあえず、京都府の方針による処分方法が地元の方々に理解され、完璧に埋却鶏が処分されることが最優先と考えておるところでございます。

次に、ケーブルテレビについてでございますが、構築に当たりましては、総務省や農林省の交付金事業の採択に向け、関係機関との調整を現在行っているところでございます。また、交付金によります財政支援のほか有効な起債、例えば合併特例債でございますとか過疎債等を組み合わせて、財源の確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、整備後の運営でございますが、自治体運営とした場合、運営経費約1億円程度が必要と考えておりまして、利用料収入や交付金により運営を行うこととして試算を進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目のケーブルテレビ整備事業のメリットでございますが、一つには、情報網の統一化ができることであります。本町における情報伝達はケーブルテレビ・有線FAX・防災行政無線と差異があり、情報収集におけるサービスの格差は、ご承知のとおりでございます。そのような状況において、全地域等の行政サービスの推進を図るためには、情報網の統一が不可欠であり、情報伝達手段として最も有効と考えられ、多くの方々がサービス享受ができるケーブルテレビの整備を進めようとしたしておるところでございます。

もう一つは、地上デジタル放送への対応ができることでございます。ご承知のとおり2011年7月には現状の地上波のアナログ放送が終了いたしまして、デジタル放送へ移行をされるところでございます。このことを受け、難視聴地域における共同受信施設等の更改が必要となり、また、難視聴でない地域においてもデジタル放送受信に係る改修が必要になると予想されております。ケーブルテレビにより各家庭まで伝送路を敷設することによって、地上波のデジタル放送への対応も可能となってきます。

3点目の負担についてでございますが、一定の加入金や屋内工事費、利用料等の必要はあろうというふうに思っております。現行の瑞穂地域での状況をかながみながら、構築や運営に係る経費を算出した中で決定していく予定でおります。また、受益と負担の原則という観

点から、利用者の負担による運営は基本であると考えております。運営組織については、健全な運営が図られるよう今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、高齢者の負担軽減についてでございますが、その1点目でございますが、今回の税制改正による影響についてであります。国の抜本的な税制改革のもとに地方の財源確保という中で、個人住民税の税率が改正され、住民税だけをとらえれば負担増となりましたが、一方で所得税の減税対策が講じられ、結果、個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮されていること等、相対的に大きな変化はないものと考えております。ただ、今回の改正における低年金受給者等の高齢者に対する税負担の重みは強く感じているところでございます。いずれにいたしましても、税負担の公平・公正な制度の確立とともに、税体系の健全な維持に資するため、京都府及び府内市町村とも連携しながら、そのあり方等について国に提言してまいりたいと存じております。

2点目でございますが、先ほど申し上げましたように、今回の税制改正の一つとして、世代間及び世代内の公平の確保や現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保することが上げられており、経済的地位の高い高齢者の皆さんにも税体系を支えていただくことが大きな柱として位置づけられているところであります。

このようなことから、広く皆さん方から地方財政を堅持していただくことが肝要でありますので、上位法を越えた減免措置の導入は考えておらず、現行法令または条例にうたう規定を遵守してまいりたいと存じております。

3点目でございますが、介護度が高い認定を受けた方に対する障害者控除対象認定証明書の発行を行い、控除が行われるようにというご質問でございますが、所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条または第7条の15の11の規定に基づく「市町村長の認定を受けている者」に対する障害者控除認定証明書の発行については、障害の程度が同程度である者については、税制上も同じ取り扱いがされるべきとの公平の原則に立ち、認定基準や手続き等を定めた所得税法施行令等に基づく、障害者控除に係る認定証明書交付の取り扱いについて現在検討中でございます。

税制改正による老齢控除の廃止、非課税限度額の変更、さらには介護保険料の値上げなど高齢者を取り巻く厳しい経済情勢は、特に、要介護状態にあつてサービス料負担もしなければならぬ高齢者にとっては一層深刻な状況であると認識しており、障害者控除対象認定証明書の発行が障害者控除の公平な享受に資するものと考えておるところでございます。

4点目でございますが、税制改正における改正点等については、広報誌などを通じまして

お知らせしてまいりましたが、次年度以降の改正内容も含めまして、また、モデルケースでの算定なども取り入れながら広報活動をする中で、ご理解をいただけるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、障害者自立支援についての1点目でございますが、障害者自立支援法が施行されて5カ月が経過したところでありまして、サービスの利用への影響については調査は行っておりませんが、施行後の実績を集計いたしましたところ、居宅系サービスの利用者負担については、利用者全体で月額約6万円増加いたしております。

施設系サービスについては、食費等が実費負担となり、利用者負担については約1.5倍となっております。いずれのサービスにつきましても、利用者数・利用量に増減はなく、利用者負担増加に伴うサービス利用への影響については、現在のところ大きな影響はないものと考えております。

2点目でございますが、障害者に対する負担軽減措置につきましても、すべての障害者が満足の得られるサービスを受けられるよう、一定水準の所得の方についても質の高いサービスをより低廉なコストで、効果的・効率的に提供されるよう実施してまいりました。今後においても3カ年の激減緩和措置として、負担軽減措置については継続していきたいと考えております。

しかし、ご本人にも一定のご負担はいただき、全体で支える本制度の応益負担という趣旨をかんがみ、現在のところ京都府と協調して実施している負担軽減措置のほかに、国の制度の負担額10%の2分の1の助成については行う予定はございません。

3点目でございますが、障害者に対する福祉サービスは、広域で実施している事業が多いことから、京都府内の市町村、近隣市とのバランスも必要になりますので、地域生活支援事業については、障害者や関係団体の要望も踏まえ、南丹圏域2市1町で事業内容を調整いたしております。

地域生活支援事業の利用者負担については、町として利用料などは求めない方向で調整いたしておりますが、日常生活用具給付事業など個人が利益を受けるサービスは、基準額や単価で一定の上限を設け、その基準額を超えた部分は、利用者に負担していただきます。ガイドヘルプや手話通訳については、「移動」と「コミュニケーション」の保障という日常生活を送る上で最低限確保されるべき権利であり、社会側が整備すべきものであるという観点から、社会生活上必要不可欠なものについては無料とするよう協議を進めております。

4点目でございますが、施設でのサービスを利用する場合、食費等の実費については4月以降実費負担となりましたが、低所得者については過度の負担とならないよう、その一部を補

足して支給することとなっており、例えば、通所施設については事業所により実費額は異なりますが、給付費として月額420円給付されておりました。例えば食費を月額1,000円とされている事業所の場合、給付費との差額580円が利用者負担額となり、600円とされていれば180円が負担額となります。

また入所施設については利用者ごとに違いがありますが、年金等の受給額や社会保険料等の納付額に基づき算定された額が給付されております。それ以外の課税世帯に属する利用者の食費等につきましては、通常生活していく上で必要な経費となっておりますので、助成については現在のところ考えておりません。

次に、若者定住対策の若者向け住宅についてでございますが、公営住宅事業は、議員ご指摘のとおり福祉施策として大変重要なものであります。特に、若者向け住宅は、地元若者の定住促進、Iターン・Jターン者等定住希望者の受け入れに不可欠なものであり、本町の人口増と活性化に寄与するものと考えております。

現在、本町の総合計画の策定中であり、その結果を踏まえ、また、民間の賃貸住宅の建設が進んでおりますことから、その動向、需要と供給、さらには事業効果も検証しながら慎重に検討していきたいと考えております。

ご指摘のありました須知公園内に仮置きされております土につきましては、公園南側に予定しております進入路の路体に使用を予定いたしております。

本件は、公共事業による発生残土の有効利用の観点から受け入れを行ったものであり、広義的には環境保全に寄与するものであり、また、狭義的には公園事業のコストダウンに寄与するものであります。今後、同様な観点により調整池の築造に必要な「はがね土」に使用する良質土の受け入れを検討いたしております。

以上、東議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） まず、1点目の鳥インフルエンザであります。府の処分方法が決まりましたら撤去や跡地利用について考えていきたいということでありましたが、最近いろいろと聞いているところによりますと、処理方法が決まり次第ということ、焼却するという方法は決まっているということで話が進んでいるのだなと思っておりますが、地元の方へ、その焼却処理施設を持ち込んで、地元で焼却処理をしたいというふうな、そういうことが話し合いされているのかどうか。あるいはまた環境保全センターのリサイクル処理施設の、そういう計画も上がっているのか。そうしたことが地元の方で話がされているというふうにも聞いておりますが、その点について明らかにしていただきたいと思っております。

それから、ケーブルテレビについてであります。情報網の統一、一元化ということと地上デジタル放送に対応するためということでありました。いろいろとみんなが情報をより多く取り入れることができるわけでありまして、よいことには理解をしておりますが、やはり負担の問題でありますとか、そういうものを示して、それらとともにアンケートもとっていくべきではないかなというふうに、受益負担が要りますよということは、アンケートを見させていただきますと書いてはありましたけれども、より具体的な、そういう数字も示して住民の判断を仰ぐということが基本ではないかというふうに思っております。

交付金など求めていくということでありまして、はっきりはしていないのでしょうか。どのぐらい、17億円の事業費のうちどのぐらいの交付金があって、特例債をどのぐらい使い、そして、利用者負担がどれぐらいであって、後年度の返済計画をどのように考えているのか、そういう一連の財政見通しというものがあると思いますので、その点についてもお聞きをいたしたいと思います。

それから、ちょっと理解しにくかったので再度お聞きするわけでありまして、障害者の影響調査はしていないということでありまして、居宅サービスの負担は月額6万円増加しているということでありましたが、6万円ということは、利用者にとると6,000円の負担になっているというふうに理解をすればよいのか。その点についてお聞きをいたしますのと、それから、これまで京丹波町では利用者負担というのが、これまでは圧倒的に無料の方が多かったと思うんですが、4月1日までの利用者負担、それから以後の利用者負担について、4月1日までは何割の方が無料であり、4月以降は、その無料の方がどういうふうに変化しているか。そのことについてお聞きをしたいと思います。

それから、地域生活支援事業につきましては、最低限必要なものは無料というふうな、そういう基本的な考えを示していただきましたが、ガイドヘルパー、手話通訳などは無料になるということと理解してよいのか、お聞きいたします。

それから、京都府の障害者自立支援法につきましては、京都府と3年間の緩和措置がとられておりますが、これにつきましては3年の期間を限定せずに、やはり京都府の方に延長をするように、期限をなくすように、もっと要請をしていくべきだというふうに思っております。その点についてはどうであるのか。

それから、新聞に報道されておりました共同作業所でありまして、京丹波町の三つの作業所は小規模であるということで、現在は国の自立支援法のもとでは運営されていないわけでありまして、5年以内にどういう施設を目指していくかということで、方向を決めなくてはいけないということで、利用者への負担もかかっているということでありまして、こうした

1割の負担という、そういうあり方はやはり、こういう社会保障制度にとってはそぐわないので、1割負担をなくすように京都府とともに強力に推進をしていく、要望をしていくということが大切だと思っております。まず、この点についてお聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、鳥インフルエンザに係る関係でございますが、これからの埋却鶏の処理のあり方ということで、最終的には焼却処分ということの考え方は変わっておりません。しかし、どこでそれをするかということがございまして、埋却されております鶏、その他堆肥、卵、防護服等々があるわけでございますが、それらに現在、菌がまだ生きているということは、もう全くないわけございまして、安全なものになっていることは確認済みでございます。しかしながら、高病原性鳥インフルエンザにかかわるものの最終処理ということでございまして、それぞれの皆さん方に理解をいただいて進めないと、風評被害もまた発生するおそれもあるということもございます。

そうした中で、より慎重に京都府では処理をどうするべきかということで、お考えをいただいているというふうに伺っておりまして、現在状況等も調査をされて、その調査結果に基づいて専門の識者のご意見を聞きながら、最終の方法を決めていくというふうに伺っているところでございます。そうしたことが決まり次第、また、特に地元の皆さん方にも説明をする中で、協力を得ながら粛々と進めていくということで今伺っているところでございます。

また、その後のいろんな対応の仕方等につきましては先ほど申し上げましたように、すべての処理が済んだ後、鶏舎等の撤去の問題等もあるわけでございますが、こうしたことにつきましては非常に多くの費用がかかるということが想定されておりますので、そうしたことも含めて行政としても、いろんな考え方も提示をさせていただいて、今後詰めていきたいというふうに考えております。現状のところ具体的に、これこれ、これでどうでしょうかというようなことには、まだ至っておりませんが、それぞれ今申し上げました埋却鶏等の処理が完璧に済む見通しが立った時点で、以後の跡地の利活用また鶏舎の撤去を含めて、地元の皆さん方と十分検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

ケーブルテレビの関係でございますが、現状のところ今、情報網の一元化ということで、ケーブルテレビを導入しながら進めていきたいという基本的な考えは変わらんわけでございますが、先ほど申し上げましたように、これからそれぞれ利用いただく皆さん方の負担はもちろんでございますけれども、町としても今後の財政負担をどう対応していくかということで先ほど申し上げましたように、できる限り有利な財源の確保に最大の努力をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりまして、幾つかの選択肢はあるというふうに思ってお

ります。現状のところ、まだ数字を示して、こういうことになるというところまでは至っておりませんが、議員ご指摘のとおり慎重に、そうした部分もしっかり押さえながら、また、利用いただく皆さん方の負担をいただかなければならない部分につきましても明確にお示しをさせていただいて、ご意見を伺ってまいりたいというふうを考えておるところでございます。

また、ガイドヘルパー、手話通訳など社会がきちっとしておかなければならないという部分につきましては、先ほど申し上げましたように今、無料ということで調整を進めているところでございます。

残余の件については担当課長から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 先ほどのまず、6万円の内訳ということでございますけれども、居宅の関係で申し上げますと、一月で大体約30人ほどご利用されておまして、その合計で6万円増えておると、一月6万円増えておるという状況です。なお、何割の方が無料なのかというご質問でございますけれども、調査を現在しておりませんので、大変申しわけありませんけれども数値は持ち合わせておりません。

あと、ガイドヘルプにつきましては先ほど町長が申し上げましたように、南丹市あるいは亀岡市等々と協議をさせていただいて、ガイドヘルプあるいは手話通訳につきましては無料とさせていただきたいというふうに思っております。

あと、激変緩和措置の延長についてということでございますが、現在、自立支援法が始まった年でもありまして、とりあえず3年間は、この法律でということになっておまして、後ほどまた3年後には、こういった形の法律あるいは、こういった形の負担割合になるかということが明確ではございませんので、とりあえず3年間については、この実施方法でお願いをしたいと。なお、東さんがおっしゃっておられました10%の2分の1ということでございますけれども、その部分につきましても、この自立支援法の本来の意味あるいは財政的な部分からも含めまして、継続可能にするためにはご負担をいただくということをお願いをしたいというふうに思っております。

あと、共同作業所の方向についてでございますけれども、自立支援法への移行については5年という期限が定められておまして、方向的には丹波の共同作業所を主とし、瑞穂、和知を含めまして一つの共同作業所と理解をし、移行へ向けて5年以内に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 鳥インフルエンザについては答弁をいただいたわけではありますが、基本的には処理方法が決まってから地元の皆さんにも協力をいただくということではありますが、その話の進め方でありませけれども、対策委員会も設けてということでありましたが、やはり町としてどうしていくのかということをしかりしていくためには、地元は最優先でありますけれども、きっちりと対策委員会を早くつくって、京都府におきましては今の段階から影響調査とか、いろんな実態調査とか専門家も含めて会議を開いて、いろいろと進めてきておられるのでありますので、受ける町の方といたしましてもきっちりと、その受け皿としての対策委員会をつくって、そして、地元の方も含めた対策委員会をつくって進めていくのが基本ではないかと思うんです。

そういう地元で焼却処理できないかというふうな、そういうことを地元へ話ししに行くこと自体、地元としては本当に何を考えてくれるのかなというふうなことにもなるのではないかと。断られたというふうに聞いておりますけれども、やはりしかりと、そういう受け皿としての対策委員会のもとで、その話を進めてということが基本にならなくてはいけないのではないかとこのように思っております。

それから、ケーブルテレビでありますけれども、やはり財政の見通しと財源見通しというのがしかりしては基本にならないと思います。3町それぞれ情報手段がばらばらでありますので一元化という、そういうことも願いの一つでもありますけれども、旧の丹波町はファクス機能がありますし、この17億円というのは、どういう時点で情報を一元化しようとされた見積りでの事業費なのか。ファクス機能もケーブルテレビも皆一緒にひっつけた、そういう機能を一元化する、そういう事業費なのか。また、いろいろとアンケートによりますと、たくさんの方々の機能について聞いておられますけれども、そうしたものを皆機能を兼ね備えた、そういう情報基地にしますと、この17億円でいけるのかどうか。そうした考えておられる機能について、この17億円というのはどういう時点のものなのか。もう一回お聞きをしております。

それから、高齢者の負担軽減の問題でありますけれども、障害の認定証明についてはお聞きしていただくことでもありましたし、ぜひともやっていただいて、そして、確定申告していない人たちは本当に必要以上の住民税を払っているわけでもありますので、広報でされましたんですけれども、そういう申告、年金もらっている方は、もう自分は、そういう確定申告しなくてもよいという、そういう認識でおられる方もあると思っております。それで、いろいろたくさんの方々の税も税額が増えたわけでもありますので、そういう制度をもっと住民に広報、広くわかりやすく広報するということが大切だと思っております。

認定書の発行につきましても介護を受けておられる方には個別に、こういう証明書の発行を行いますよというふうに、認定のいろんな書類を出すときに一緒に入れておくとか、そういうふうにしていただくことも本当に親切な対応になると思いますので、ぜひともそのように行っていただきたいというふうに思っております。年金生活者は年金額が減るのに負担が増えているわけでありますので、ぜひともお願いしたい。

負担軽減につきましても扶養家族なんかある方は、今まで35万でありました、そういう扶養、1人につきます非課税限度額に計算するときの、そういう金額が所得割は35万から32万ですか減りましたし、均等割についても1万ほど引き下げがされておりますので、そういった本当に町の条例でできることもあるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひとも税の収納向上のためにも、やはり町はこれだけ考えているんだというふうな、そういう方向も示すことが大事でありますので、そのことも申し伝えておきます。

それから、都市公園につきましても、私は提言をいたしました、公園でありましたら維持管理がついて回るわけでありますし、住宅建設をいたしますと税金も入ってくるわけでありますし、そこで生活するもろもろの購入といえますか、生活にかかわる購入費なども経済効果として上がってくるわけでありますので、ぜひとも再考、土は運んで進めているということはわかっておりますので、そういう用途変更についても財政厳しいときに考える必要もあるのではないかというふうに申し伝えておきます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、鳥インフルエンザの関係でございますが、先ほどから申し上げておりますように、まずは埋却鶏等の最終処理をどうしていくかということでございますが、いろいろ議員おっしゃっていただいたわけでございますけれども、現地で処理をするということにはございません。そこから持ち出して、どこで、どう処理をしていくかということが今検討されているというふうに伺っておるところでございます。

それから、跡地利用も含めた鶏舎等の撤去の問題等につきましては、時期を逸しないように、できるだけタイムリーに対策委員会等を設けながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

CATVの関係の17億円はどこからはじき出したのかということでございますが、これは、いわゆる瑞穂の今展開をいただいておりますケーブルテレビを基軸にしながら、和知地域でも地域イントラネットの施設を構築いただいたわけでございますし、そうしたことで利用できるもの、また、丹波地区でのケーブル等の一定活用できるものも含めて、アバウトに

はじき出した金額というふうに思っておりますが、それを精度を高めて、しっかりした数字に置きかえていこうということで進めているところでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

それぞれいろんな高齢者等に対します減免措置等々、特に障害者の控除対象認定証明書等の関係につきましては、これから詰めながら今年度中に発行すれば、18年度の控除対象になるということもございますので、議員ご指摘のように、皆さんに十分周知いただけるように広報等も重ねてまいりたいというふうに思っております。

それから、須知の都市公園の住宅用地に変える気はないかということでございますが、このことにつきましては、都市計画法に基づきまして今、事業認可を得ながら用地買収も完了して本体工事に着手しようといたしておるところでございます、現在その考え方を考えるつもりはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、東さんのご質問でございますが、先ほども町長の方から説明がございましたように、17億円の概算費用につきましては合併協議の時点で、瑞穂ケーブルテレビが現在行っております情報の提供内容と同じようなことで全地域を整備した場合に、おおむねどれぐらいかかるであろうということで、その算定に基づきまして算出されたものが17億円ということでございます。

なお、議員さんご質問にございましたように、アンケートの中でもさまざまな付加価値と申しますか付加機能をお聞きいたしております。これにつきましては、やはり住民の方が求められる提供内容、どういうものを求めておられるのかということをおもが、整備させていただきます行政の方がどういうお考えなのかなということをお知らせさせていただいて、どういうものまでを今後一緒にあわせて提供していくのがベストだということで、一緒に計画の方を策定してまいりたいと、このような考えでございます。当然のことでございますけれども、付加価値をつけるほど、やはり事業費は上がってくるということでございます。

なお、先ほども町長の方からもご答弁ありましたように、まずは付加価値をつけていくということになれば、今の伝送経路・形態、いわゆる幹線の部分は光ケーブルで入っているんですけれども、今後、やはり情報網の発展といいますのは目まぐるしいスピードで進んでおりまして、いずれは双方向というようなことになってまいりますと、ファイバートゥザホームということでFTTHという、ご家庭までそのまま光ケーブルを引いていく必要も生じるかもわかりません。しかしながら、財源の中身と一緒に、やはり財政計画と一緒に検討しながら今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩いたします。

再開は、11時15分からいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいまから平成18年第3回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

さきの通常国会では、医療改悪法が自民・公明与党で強行され、その内容は、70歳以上の高齢者の負担を1割から2割に引き上げる。二つには、混合診療の本格的な導入により保険のきかない医療を拡大する。三つ目には、療養病床の6割削減などであります。今、病院などの医療施設では、これらの先取りが行われ、退院が強引に行われていると言われております。高齢者や家族の悲痛な叫び声が聞こえてきます。

いま片方では、連日、総裁選がテレビで盛んに取り扱われております。政党の代表を選ぶ選挙をあたかも国民全体の問題のように扱う報道機関の姿勢も問われる問題です。今、地域格差や社会的格差が拡大していく問題を当然視したり、戦争を肯定する発言や憲法と教育基本法に基づいて取り組むのではなく、時代に合わないなどと言って改悪を主張するなど、国民の願いとは大きくかけ離れた方向への動きが強まろうとしております。

日本共産党は、あの悲惨な侵略戦争に命がけで反対を貫いた政党です。戦争への道を許さないよう私も全力でがんばる決意であります。平和であってこそ住民の暮らしが守れるのは歴史が証明をしております。こういう時代にこそ住民が主人公の町政を進めることが今何よりも求められていると思います。

私は、こうした立場から、次の3点について町長の施政の方針についてお尋ねをいたします。

第1点は、郵便局の集配業務の廃止についてお尋ねいたします。

この問題は、3月議会、6月議会の一般質問でも取り上げられてきましたが、実施日が近づくとにつけ、その内容が明らかになってきていますので、改めてお尋ねをするものであります。

9月5日付の新聞一面全体を使った広告が出されました。日本郵政局公社は来年10月1

日より民営化され、①郵便局の集配業務は郵便事業株式会社、②郵便局の窓口サービスを郵便局株式会社、③郵便貯金は郵便貯金銀行、④郵便保険は郵便保険会社の四つに分社化されます。従来の集配拠点などを見直し、再編する計画が決定をしたとして、変わる内容や今後のサービスについて記載をしております。

そして、「一層の効率化で行き届いたサービスを実現」として、民営化に伴う集配拠点の再編で、①専門性を高めた役割分担で効率アップ、②よりきめ細やかな対応が可能、③地域に根差し愛される郵便局になると説明がされています。

しかし、民営化に向け、経営基盤の弱い郵便事業の効率化を進め、年間100億円のコスト削減を目指すと言われており、コスト削減と合理化で、これまで以上のサービスが実現するとはとても考えられません。専門性を高めた役割分担で効率アップとか、よりきめ細やかな対応が可能とか、地域に根差し愛される郵便局にと見出しが躍っていますが、まさに絵に描いたもちであります。

過疎地や中山間地域では、民営化で一層切り捨てられていくのです。それは、今回の郵便局集配業務の廃止をされる地域が、東京や大阪などの大都市部では極端に少なく、過疎地や中山間地域に集中しているのであります。

集配業務を廃止した郵便局では、窓口で郵便・貯金・保険の販売や営業は行いが、これまで地域を回って保険や貯金の集金、郵便物の配達を行っておりましたが、この仕事は、配達センター機能を持つ郵便局から違う会社の制服を着た職員が回ってくることになります。

集配業務の廃止が予定されている梅田、桧山郵便局では、須知の丹波郵便局から配達や集金に回ってくることになるのであります。聞きますと、冬場などはワゴン車で梅田郵便局までわざわざ来て、そこから単車に乗りかえて配達することになるだろうと言われております。そんな状況では配達を行うのが精いっぱい、高齢家庭に声をかけたり、配達途中で道路の損壊や不法投棄などを見つけたら関係機関に報告をするなどの余裕は、時間的にも気分的にもなくなります。また、職員も地域密着ではなく、広範囲になればなるほど地域の状況がわからなくなるのは当然であります。

さきに合併をした農協を見ましても、また、国鉄が民営化され、経営の合理化で営業所が統廃合され、バスはもちろん、汽車も路線も廃止されていったことを見ても、郵便局が民営化され、過疎地域や中山間地域の郵便局の経営が赤字であれば、経営の合理化として集約化され、統廃合されてなくなっていくことは火を見るよりも明らかであります。

私たち日本共産党議員団も、梅田、桧山の郵便局長さんにも出会って状況も聞き、調査もしてまいりました。桧山郵便局では、現在の職員は内勤と外勤で11人、臨時の職員を入れ

れば16人いるということでありました。集配業務が廃止されれば配達する外勤はなくなり、職員は内勤3人ぐらいになるとの説明でありました。職員は大幅に削減され、土曜日の営業は廃止、平日は午後6時まで、土曜日は午前8時から午後5時まで、日曜日は午前9時から午後10時30分まで受付をしていた時間外窓口も廃止になります。もちろん郵便ポストの回収もこれまで5回であったものが1回となります。商店街などで利用されていた料金後納や料金受取人払いなどの取り扱いもなくなります。また、ATMの営業も土曜日や日曜日は職員がいないために、利用できる時間帯が大幅に変わると考えられます。

小泉首相は郵政民営化法案の審議の中で、「過疎地においても郵便局のネットワークを維持していくことも明記をしている。そういう観点から、国民の利便に支障をきたしてはならない」と答弁をしています。町長は、これまでの答弁で、郵便局の集配業務廃止が桧山や梅田の郵便局で集配業務が廃止されても住民の生活に何ら支障の出るものではなく、民間に移行すれば、むしろサービスがよくなるかのような答弁をされていますが、集配業務の廃止で起こっている状況を住民の立場から考えてみれば、不便になることはもちろん、サービスも大きく後退することは明らかであります。町長は、集配業務の廃止に反対し、郵政公社に集配業務中止を申し入れるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

また、京丹波町のまちづくりの上からも旧町単位に郵便局も公的サービスの一つとして位置づけ、協力を要請するのも行政の責任者として当然のことと考えますが、この点についても町長の見解をお尋ねいたします。

第2点目は、まちづくりについてお尋ねをいたします。

今、合併は何であったのか、何のために合併をしたかなど、合併したことへの失望感が広がり、町政への関心が薄くなっていけば町の活力が減退し、元気のない町になってしまいます。そういう声も出てきつつありますし、実際に聞いております。

合併によって町域が3倍も広がったことから周辺部が取り残されないかの不安の声、これがあきらめになりつつあります。行政に何も期待しないことになれば、合併の理念は何であったのかが大きく問われることとなります。その責任は、合併する、しないは住民が決めるのではなく、行政主導で進めてきた為政者にあることは当然ですが、それを引き継いだ町長の責任も重大であります。

町長は就任に当たり、広報を通じて町民に、常に新たな展開と改革を求め、町民の福祉の向上と京丹波町の飛躍のために全力で邁進する覚悟を表明されました。そして、まちづくりの基本姿勢として、「財政難の克服」「自治能力の向上」「総合的な行政力の展開」を大切にしながら、町域の均衡ある発展と特色あるまちづくり、住民参加によるまちづくりを目指

したいと表明をされました。

財政難の克服では、旧町から継続している事務事業や住民サービスの中で情報を開示して、現状を説明し、理解を求めた上で、真に必要なものを予算で重点配分し、むだのない行政運営を図っていきたいと言われております。畑川ダム建設では、開発団地で今後6,000人もの人口が増加することを見込み、水不足の根拠にされておりますが、だれの目に見ても計画の破綻は明らかです。須知都市公園も建設しても、その後の維持管理経費を投入するだけです。財源も起債に頼ることになり、財政難にさらに拍車をかけるだけであります。また、大規模林道建設や大型公共事業などは、当分の間先送りするか規模縮小など、大幅に見直すことが今、本当に必要と考えます。

自治能力の向上で、各集落の組織の強化や取り組みを支援するために自治振興補助金が創設されていますが、内容は公民館の改修などに限られた事業しか、これまでは対象になりませんでした。各自治会組織が自主的に取り組む事業に支援をし、集落の活性化や元気になる取り組みを支援すべきであります。

時に就任時に打ち出された住民自治組織については、何も取り組みも進んでいません。先日、この通告後に新聞報道され、検討委員会の設置が報道されましたが、組織の範囲は旧町単位と考えるおられるのか。また、旧村単位ぐらいと考えるおられるのか。また、組織を立ち上げ進めていくためには、事務局の役割が非常に大きいと考えます。各組織に事務局として職員を配置するなど、具体的な町としての取り組み、それぞれの自主性を最大限に尊重し、財政的支援を行い進めていくことが必要と考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

もう一点は、旧町の時代から毎年、各区から要望書が町に提出され、各課で検討され、年次的に実施できるもの、将来的に考えるものなどとして、各区に回答をされていましたが、合併をして出発した京丹波町に今年度、各区から出された要望書は、一体どれぐらいの件数があったのか。また、その要望にこたえられる件数、対応できない要望は、どう対応されるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

第3点目は、フェロシルト問題についてお尋ねをいたします。

産業廃棄物であるフェロシルトが京丹波町猪鼻地内の瑞穂環境保全センターに約2万トン持ち込まれることを議員の指摘で明らかにされましたが、フェロシルトは、白色顔料の原料になる酸化チタンの製造過程で出るチタン鉱石廃棄物を粘土質状に加工したもので、チタン鉱石精錬後の廃液は、ヒ素やカドミウムなどの有害物質や放射性物質を含むため、従来は産業汚泥として管理型処分場で処理をしておりましたが、問題のフェロシルトは、石原産業という大手化学メーカーが「土壌埋め戻し材」に加工し、販売をしていたものであります。特

に問題なのは、フェロシルトを三重県がリサイクル奨励品として認定を2003年9月に行ったために、大量に野積みや不法投棄、さらには廃液混合などの違法処理がされていたのであります。

瑞穂環境保全センターに持ち込まれているフェロシルトは、加茂カントリークラブが2001年に行ったコース改修の埋立造成で、5万6,000トンのフェロシルトを埋設していたものであります。京都府などの土壌分析の結果、撤去すべき土量は約7万トンになっております。撤去する土壌に含まれる六価クロムの含有量によって、神戸や三重県、京都などへの最終処分場に持ち込み、処分を行うことで、京都では瑞穂環境保全センターへ2万トンを受け入れることになっているのであります。

瑞穂環境保全センターに搬入されるものは、基準の3分の1以下のものを受け入れることで、監視委員会や町への事前協議が行われ、監視委員会や地元からは、万全の体制と徹底した濃度分析と情報公開を行うことで受け入れを認めたと報告されております。

私たち日本共産党議員団は、加茂カントリークラブのフェロシルトの搬出現場や瑞穂環境保全センターの搬入埋立現場等の調査も行いました。加茂カントリークラブでは、他府県に持ち込まれたフェロシルトから環境基準の2.8倍から15倍の六価クロムが検出されたことから大問題になり、当初は業者の説明をうのみにしていた京都府も環境基準の36倍もの六価クロムが検出されたことから、石原産業を刑事告訴を行うなど行ってきました。こうしたことから加茂カントリークラブの搬出現場では、何十人もの作業員が完全防備で搬出作業を行ってまいりました。京都府の職員も常駐して、搬出などのチェックを行ってまいりました。搬出時にはダンプカーは両方から水で洗い落とすなど厳重にチェックが行われ、搬出が行われてまいりました。その反面、瑞穂の環境保全センターでは環境基準の3分の1のものとはいえ、余りにも扱いの違いを感じました。

搬入の土砂の検査はロットごとに行っている。埋め立ては廃プラなどとまぜながらサンドイッチ方式で埋めていると説明を受け、現地も確認させていただきました。

そこでお尋ねしたいのは、安全はどこで判断をされているのか。基準値以上のフェロシルトの搬入はないのか。災害や地震などで表面に出ることはないのか。特別に搬入する産業廃棄物に対して町独自の安全基準を持って、立入検査など町独自でも実施すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上3点について町長の見解をお尋ねするものであります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の郵便局集配業務の廃止についてでございますが、郵政公社は、既にご承知のとおり平成19年10月1日に完全民営化へ移行されるわけでございますが、これは、昨年9月11日に執行されました衆議院議員総選挙の国民の総意の結果を受け、国会において民営化が決定されたことによるわけでございます。町内の郵便局集配業務等の合理化につきましては、6月定例会で説明させていただいたとおりであります。今回、来年3月をめどに、現在郵便局窓口で行っているサービスについて、次の切り分けが行われます。

郵便・貯金・保険の窓口業務、郵便の配達・取集の集配業務、貯金・保険の集金・募集業務、以上の切り分けにより本町内では、和知と丹波郵便局が郵便配達・取集業務について、配達センターに位置づけられ、運営がされるところでございます。

具体的には、配達センターの窓口サービスとしては、窓口の営業時間やATMは従来どおりということでございますし、時間外窓口（平日5時以降及び土曜日）については廃止ということでございます。

配達センターの集配サービスとしては、和知・丹波郵便局が引き続き配達等を行うということであり、不在で荷物が届かない場合は、園部郵便局に変更され、そこへ連絡すれば、和知・丹波の郵便局での窓口で引き取りができるということでございます。

配達センターの貯金・保険サービスについては従来どおりということであり、大きく住民生活に支障の出るものではなく、今後民営化移行が進むということは、公営では求め切れなかったサービスの追及がされていくことになり、よりスピード化された新郵便システムが確立されることになると存じておるところでございます。

また、議員もお触れになりました「ひまわりサービス」等の社会貢献施策も引き続き実施をしていきたいということでもございますし、現行のサービス水準を維持するように図っていくと。極力お客様のサービスに影響を与えないように、今後取り組まれていくことのようにございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、まちづくりについてでございますが、私は、町長就任当初から、合併協議の中で策定されました新町まちづくり計画を基本として、合併の理念であります「財政難の克服」「自治能力の向上」「総合的行政の展開」に努め、躍動する京丹波町の創造を目指したいと申し上げてきたところでございます。

今後は、新町まちづくり計画を踏まえて策定する総合計画に基づき、鋭意積極的に各種施策を進めたいと考えておりますが、この計画を支え、施策を効果的・効率的に機能させるためには、社会経済情勢に即応した行財政改革の徹底による「財政難の克服」、町職員の研修、研さんにより政策形成能力を高めるとともに、住民と行政の協働のまちづくりの推進による

「自治能力の向上」、各課または業務間など横の連携の強化による「総合行政の展開」が極めて重要であるという認識を持っており、今後、協力を推し進めていきたいと考えております。

また、集落からの要望につきましては、現在19の区から延べ107件の要望を受けております。そのうち、「対応したもの」や「一定の方向が出ているもの」が26件でございます。また、現状調査した結果、「現時点で支障がないと判断したもの」が21件、維持管理上、国や府へ要望するものが12件ございます。

なお、本来の目的、性格などの理由から、町が施行できないもの、また、補助制度を適用できないものにつきましては、原則、地域や集落等のお力で対処いただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、自治組織の検討委員会にもお触れをいただいたところでございますが、先般の新聞紙上でも考え方を申し述べさせていただいたわけでございますが、特に全域の皆さん方でお考えをいただきたいという思いがございまして、旧それぞれの地域の小学校単位で11の範囲から、それぞれ現在の区長さん方で選考いただいて、だれか代表を出していただくことをお願いいたしております。さらに、公募委員として3名を募集したいというふうに思っておりますし、議会の中からも1人ご推薦をご依頼いたしながら、15名で自治組織の検討委員会としてお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、フェロシルトの問題でございますが、平成17年12月16日に行われました京都府から石原産業株式会社に対する撤去命令以後、本年6月から8月末までに1,776トンの土壌が搬入されております。法的基準の3分の1である瑞穂環境保全センターの受入基準を上回らないよう、搬出元で京都府が責任を持って独自に土壌検査を行い、また、搬入先の瑞穂環境保全センターによる検査確認も行われ、受入基準の徹底がなされているところであります。

本町としましても、瑞穂環境保全センター監視委員会等において立ち入りを実施し、交通安全を含む適正な搬入及び埋め立てが実施されているか、継続した監視を続けているところであり、京都府及び保全公社とも連携した監視体制を図っておるところでございます。

地震、災害時の安全確保につきましては、瑞穂環境保全センターにより「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領」に基づきまして安全設計・施工が行われており、地震等により埋立地が崩落しない対策が施されております。

また、フェロシルトの埋め立ては、他の埋立地造成ののり面から別の区画で行い、埋立作業後にはサンドイッチ方式により覆土し、降雨による流出や飛散が防止されております。万

が一、フェロシルトを含む土壌が流出いたしましても、用水域、地下水の汚染防止のため設置されております高度処理施設により重金属類につきましても除去されることとなっております。

このような体制からも、町といたしまして独自に安全基準や検査を実施することは、現時点では考えておりません。今後におきましても地元をはじめ関係機関と連携を図り、監視委員会を機能させる中で、フェロシルト搬入完了後も重点監視を継続してまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、山田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、改めてもう一度お尋ねしたいと思うんですが、郵便局の集配業務の廃止の問題であります、今の答弁は、6月の議会の答弁とほとんど変わらないわけですが、まさしく今の答弁聞いておりますと、郵便局側の話といたしますか、答弁だなあとというふうに聞かせていただいたんですが、やはり町長は京丹波町民の代表でありますし、住民の目線で考えた場合にどうなのかという点を私は考えていただきたい。

まちづくりの上からも、やはり旧町単位に郵便局という公的サービスの一つとして郵便局も位置づけておくべきだと。当然、サービスは後退しないと言われるわけですが、これまでの先ほど申し上げましたように、農協にしろ、国鉄にしろ、同じようなことが言われました。しかし、実際はどんどん職員も減る、いろいろ民営化されれば、今言われるように効率化で考えれば当然赤字になると。そうすれば、これはもう廃止という、そういうことがこれまで起こってきとるわけですが、結局、そういうことを町長としては当然視しておられるのかどうかという点一つ伺っておきたい。

一つは、まちづくりの中でどういうふうな郵便局としては位置づけをされているのか。位置づけとしては全く考えておられないということなのかどうかということと、当然民営化をされて経営から見れば赤字となって、当然廃止をされていく郵便局も出ても、これは仕方ないことだと、こういう考え方なのか、伺っておきたいということ。

それから、実際、郵便局がそれぞれの地域へ説明というより、それぞれの町当局へ説明に行っておるようでございますけれども、全国的には、こういった動きの中で報道されておる状況を見ますと、13とか15の郵便局では延期を実際にした、そういう郵便局もあるわけですが、やはり一番、郵便局が縮小されていって被害を被るといいますか、一番それにかかわるのは地域住民でございますので、例えば郵政公社に対して梅田とか松山

の地域で説明会を持てど、こういう要請を私はすべきだというふうに思うんですが、その点もう一度伺っておきたいというふうに思います。

それから、まちづくりの関係でお尋ねしたいと思うんですが、実際、町長が就任をされて、いろいろな場を通じて表明をされておるんですが、合併のそういう時点と現時点では財政の問題、先日もいろいろ聞かせていただいたわけでございますけれども、非常に厳しい状況になっておるわけでございますけれども、本当に財政危機の打開というのは、橋本さんという方が私論・公論というのかわかりませんが、述べておられるところを見ましても、やっぱりトップの人柄や資質、意思決定などといったリーダーシップが非常に大事だということと、財政再建の期間は普通7年が必要だというふうに言われています。だから、その間、自治体は歳出削減を迫られて、いろいろな取り組みをしなきゃならないと言われておりまして、町長が身の丈の経営というのを言われていますけれども、やはり本当に今、私申し上げましたように、この京丹波町としてどういうふうに、まちづくりの方向をしていくんだということを示すべきだと。

合併前のアンケートでは、やはり福祉のそういう健康や暮らしやすいまちづくりという、そういう要望というのが7割以上あったわけでありますから、やはり私は本当にそういったアンケートの住民の願いからしても、福祉というのをしっかり町の基本に据えた、そういうまちづくりを、特色あるまちづくりとして私は進めていくべきだと思うんですが、町長としては、まちづくりの中心には何を据えようとされておるのか。特色あるまちづくりとは、どういうまちづくりを考えておられるのか。やはり短い言葉で住民がまちづくりの方向、こういうまちづくりをするんだということをやっぱり示していかなければ、本当に今、先ほども申し上げましたように、住民の気持ちというのは、どんどん離れていくと。

幾ら町長が呼びかけても振り向かなくなれば、これは町としては立ち行かなくなるわけでありますから、そういう点をしっかり取り組んでいくべきだというふうに思うわけでありませぬけれども、その点もう一度お尋ねしておきたいと思います。

それから、フェロシルトの問題なんですけれども、実際、私も加茂町の現場も見ました。地元猪鼻の環境保全センターの埋立現場も見てまいりました。今、町長が言われた別の区画で埋め立てられるということはされておりませぬ。実際に現場へ行きますと、持ち込んだ一般の廃プラとか、そういうもの19品目持ってきますが、確かに、あけるところは別々です。しかし、それをすくって埋めていくのは、確かに今言われましたように、のり面よりも2メートル入ったところから埋めておりますけれども、当然フェロシルトも敷く、そこに持ち込んできた廃プラも敷く、いわゆるサンドイッチ方式でやっとなるわけですね。

だから、今言われたように全く別のロットでやっとするわけじゃないんです。その点は、やはり現場をどの程度、担当課長も含めて見られているかわかりませんが、やはりそういう現場をしっかりと見ていただくということがこれね。まず基本だというふうに思うのと、それから、この6月にいただきました資料を見ましても、京都府がフェロシルトの調査結果ということで調査日を記入されとるんですが、これ見ますとゴルフ場内の埋設地の土壌、六価クロムの微量溶質が判明したということしか書いてあらへんね。しかし、実際は、この17年11月24日に調査した土壌から36倍もの六価クロムが出たと。これはもう報道されてますね。だから、この資料を見て私も、これ、どこの根拠の資料かわかりませんが、町が出した資料としてはね。非常に不十分だし、そういうことから言うと全く、京都府の説明をうのみにされとるのかわかりませんが、やはりこれは本当に京丹波町として、しっかりそういうのを見ていかなければ、これは大きい問題を起こすということと、フッ素の関係もこれから言うと基準適合と書いてありますが、実際、加茂町行って聞かせていただくと、いわゆるこのフッ素の場合でしたら8というのが基準になっとなるわけですけども、それが7とか6とかいう数字が出るとるわけですね。

やっぱりそういう面もしっかり見ていただきたいし、そういう事実をしっかりつかんでいただきたいということと、それから、実際にここに書いてあります今言われました例えば調査の問題でも、この資料では月2回、搬入土壌の抜き打ち分析を実施して、適正な埋め戻しをしていると、こういうことでしたけれども、行って聞きますと、いわゆる加茂のゴルフ場で、いわゆるロットをつくって、そこを調査しながらロットごとに持ち込んどるということでしたけれども、そのロットごとに調査をしとるということで、現在3回程度でした。実際に見せていただいた調査報告書をずっと、そこから基準値以下の数値が出たということでありませんが、そういうことになっておるわけでありますから、やはりしっかりそういうことをしなければ、少々流出しても下の処理で重金属が除かれるんだというような、そういうものではないんじゃないかという点。

これは発がん性物質でございますし、放射性、そういうものを含んでおるということをおかれておるわけでもございますし、特に私がいろいろ聞いておりますのは、受入先が非常になんかということなんです。実際に三重県とか神戸へ持ち込んでおりますが、三重県なんかは処理ができずに、もう山積みになっると、そういう報告もされておりまして、実際、京都でも綾部のその処分場へ、民間ですけれども、受け入れを要請したけれども、それを反対されたと。こういうふうな代物ですのでね。やはりそういう認識に立って私は対応していただきたいというふうに思うわけであります。本当にこの現場を実際に見ていただきたいという点

もあわせて申し上げておきたいと思います。

以上、ちょっと3点について、もう一度伺います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それではまず、郵便局の関係でございますが、このことは先ほども申し上げましたように、基本的には、いわゆる9月11日に執行されました衆議院の解散総選挙によりまして、民営化イエスカノーかという、わかりやすい方法で国民にその審判を仰いだということでありまして、それは結果として、もう既に議員ご承知のとおりであろうというふうに思います。そうした中にありましても、なおかつ民営化された側に立つ、あるいはまた町民側に立って、どう今後私どもの町として、そのサービスが低下しないようにしていくか。この辺のことを今後も注視をしていかなければならないというふうに思っているところでございますが、基本的には先ほども申し上げたようなことでございまして、極端にこれまでのあり方が変わっていくというふうには受け止めておりません。

しかしながら、議員ご指摘のように、それぞれの廃止をされる地域での公社側の説明は、あってしかるべきではないかということについては、一度郵政公社と交渉をいたしまして、そうした説明会が持てるような努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、まちづくりにつきましての、いわゆる財政難の克服あるいはまた、まちづくりの方向をどうしていくのかということでございます。常々申し上げておりますように、私もこの平成の合併を議員としてずっと見てきてまいりましたし、また、非常に関心を持ってきたわけでございます。そうした中に、なかなか今日までの、それぞれ50年間の歴史はあるわけでございますが、非常に財政的にも厳しくなってきたのも事実であろうと思いますし、それに見合う自主財源の確保も非常に厳しくなってきたという中でのこれからの、また、それぞれこうした小規模な自治体が希望を持って立ち向かっていくために何を選択すべきなのかということになってまいりましたときに、この合併も一つの方法ではなかろうかというふうに思っておったところでございます。

そうした現状の中で、やはり昨日も申し上げましたように、合併をしたからすべてが解決したという誤解をされては、これまた誤った方向に行くのではないかとこのように思っております。まずは新町京丹波町の現状を議員の皆さんはもちろんでございますが、町民の皆さん方に、その数値をもって、しっかり現状をお伝えをしながら、その中で今それぞれ行政あるいは住民が何をすべきなのか、また、何ができるのか。この辺を示しながら着実な歩みをしていくべきではないかとこのように考えておるわけでございます。

そうした中に今位置づけをしながら、それぞれの旧町で取り組んでこられました部分を引き継げるものは引き継ぎながら前へ、構築に向けて努力をいたしておるわけでございますし、基本的には新町まちづくり計画がございまして、それを踏襲しながら進めていくのはもちろんでありますけれども、今、基本計画の策定ということで、それを中心にしながら、あるいはまた財政シミュレーション等も見直しながら、今後の京丹波町としてのあり方を定めていくという作業をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、フェロシルトの関係でございますが、このことにつきましては先ほど申し上げましたように、私どもの考え方としては、法的基準の3分の1である瑞穂環境保全センターの受入基準、いわゆる一般的に言われております基準の3分の1以下のものを受け入れるという基本的な考えでございまして、ロットごとに土壌調査をして、その結果がそのような基準の3分の1以下にあるもののみ2万トン受け入れをします。

議員ご指摘のとおり、やってみたら全然その予想しとったよりは濃度が高かったということで、なかなか私どもの地域の中にある瑞穂環境保全センターに持ち込める基準数値のものが出てこなかったというか、高過ぎて持ち込めなかったということのようでございまして、現状は、その辺が取り除かれてこちらに、今言いましたような基準のものが持ち込まれておるとというのが先ほど説明させていただいたとおりでございまして、以後の監視委員につきましては従来のような方法で、瑞穂環境保全センター自らきちっとした検査もやっておりますし、私ども監視委員会としても逐次立ち入りをさせていただいて、その状況を見させていただく、そうした考えでありますし、これまでも説明会を受けたり、また、現場も見させていただいておるという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 最後になりましたが、いわゆる選挙で民営化が決まったのだというような答弁でございますけれども、この小泉首相も過疎地においても郵便局のネットワークを維持していくと、そういう観点から国民の利便に支障を来してはならないと言って答弁もされておられるわけでありまして、また、参議院の附帯決議でも現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障がないよう万全を期すること。こういう条件をつけて、竹中担当大臣も過疎地についても、もちろん現状を維持すると、こういうことを国会の中で明確に答弁されとるわけでありまして、やはり民営化ということは何も反対を、決まったことですから、しかし、それによってどんどん縮小、廃止されていくことについては、こういう立場からいってもおかしいんじゃないかという声を上げていかなければ、何も京丹波町を代表する

町長としての立場というのは、どうなんだということになるわけでございますし、ご承知かと思えますけれども、山城の町長は反対の表明もされておりますし、南丹の市長についても、いかがなものかと、今そういうことをされとるわけでございますが、その辺は京丹波町の松原町長とは大きな立場の違いがあるなあとというふうに思うんですけれども、やはり本当に住民の立場から見れば、サービスが後退していくということはもう明らかでありますし、職員が減っていく、いろんなサービスが変わるわけでありますから、やっぱりそういう点をしっかり見ていただきたいということと、先ほどありましたように、やはり説明会をしっかりと、これは約束をさせていただくという点も含めて、もう一度お考えをお聞きしておきたいというのが郵便局の集配業務の問題であります。

それから、まちづくりの問題で、合併をして1年を迎えようとしておるわけでございますけれども、小規模な自治体であればあるほど、やっぱり特色あるまちづくりというのは、逆に言うたら打ち出しやすいし、やりやすいんじゃないかと。だから、まちづくりの方向をやっぱり示して、それによって町民に、やっぱりこういう面で協力してほしいと。また、その上で何ができるかというように、やっぱり町民にもそういう提示の仕方をしていかなければ、ただ財政が厳しいと、だから辛抱せえということでは、やっぱりまちづくりではないと、こういう中でこそ、まちづくりはこういう方向のまちづくりを、福祉のまちづくりを進めると、だから、ここは辛抱してくれと、ここはいっしょに力を合わそうではないかと、そういう提示の仕方をしていくというのが私は今本当に求められておるんじゃないかというように思いますので、その点についての町長の見解を伺っておきたいというふうに思うわけでございます。やっぱりその辺が本当に大事だというふうに思います。

それから、フェロシルトの問題なんですけれども、私、ロットごとに調査されて持ち込まれておるということを見てきたわけでございますけれども、いわゆる環境基準以上のものが、どこでほんなら、ここまでが0.05やとか、ここから1.5やというようなことは、全体を見とるわけでありますから、非常にそういう点では判断をしにくいわけですね。確かに一定のロットをつくって、そこを調査しとるわけでございますけれども、そういう点から言うと、実際受け入れた側の環境保全のセンター、実際これ、所長は専門的な立場の方かわかりませんが、実際におられる従業員の方は普通の方でございますので、やはり専門的な職員を配置していただいて、そういう面からもしっかり職員としても、監視していただくということが非常に大事ななあとこの感じたわけなんですけれども、あわせてアスベストですね。

これもご承知のように持ち込まれております。埋立現場も見させていただきました。それ

は大体幅2メートルから3メートルの幅を5メートルぐらい掘って、そこに持ち込んできたアスベストを埋めるんだということでございましたけれども、実際そこは、一たん埋め立てたところを掘って、そこへ埋めとるんですね。二重ですね。そういうやり方をされておりました。だから、そういうアスベストの扱いを見ても、本当にこれ専門的に考えた場合に大丈夫なのかなあと。産業廃棄物を埋めたところをもう一遍掘って、また入れとるわけですから。先ほど申しあげましたように、フェロシルトにしても町長が言われるように別ではなしに、一緒にまぜて埋め立てておりますのでね。本当にそういう面では、町に示されておる説明とは違うんじゃないかと。

ですから、先ほど言われましたように、月何回程度その調査、問題があるときに監視委員会は開催されたと思うんですけども、例えばアスベストとかフェロシルトのようなこういう場合には、いわゆる単位といいますか、どれぐらいの立入調査をされておるのかという点も、あわせてお尋ねしておきたいし、やはりそういう面では期間が一定期間、これ定まっておるわけでありますから、その期間、半年だったら半年の間にどの程度やっぱり調査するのかということも決めて、抜き打ちも含めてやっぱりやっていただくということが大事だと思いますので、その点についてももう一度伺っておきたいというふうに思います。

一つは、専門の職員を配置して保全センターとして、やっぱり現場のしっかり対応もできるように、町として要求すべきじゃないかという問題と監視委員会がどの程度の範囲で、期間で立ち入りや調査を行っておるのか、また、するのかということも含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 郵便局の関係でございますが、基本的には、やっぱり民営化になりましたとしても、そのサービスが極力低下しないようにというのは、思いとしては同じでございますし、そのことは、これまで公社の方にお会いいたしましたときにも強く要請をしまいたところでございます。そうした中で一定の切り分けはされるわけでございますが、極力住民の皆さん方にご不便をかけないように、最大の努力をしまいたいということでございました。そうしたものも含めてどういう形で、それぞれ地域の皆さん方に説明会を持てるか、あるいはまた、公社側の考え方等も含めて強く要請をしながら、実現するように努力をしたというふうに思っております。

それから、まちづくりについてでございますが、先ほど申しあげましたように、今、総合計画を策定いたしておるわけでございまして、やはり拙速に、すべてのものがつかめないままに一定の方向を出すというのは、現時点では早過ぎるのではないかとこのように考えてお

ります。そうした意味では総合計画をしっかりと策定して、そうした中で町民の皆さん方にこれからの方向をお示しさせていただいて、また、ご協力をいただきながら、着実なまちづくりを進めていきたいというふうに思っておりますし、そうした中で今、合併によります一定の優遇も措置もあるわけでございますので、この期間に財政基盤の強化を図っていくことを基本にしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、フェロシルトの関係でございますが、なかなか検査の、どういう形で向こうがしているのかということではありますが、深度によってロットのいわゆる大きさというものも変えながらいっておるようございまして、深度1メートルの場合は、10メートル四方を一つの区画として、そこから抽出をして検査をしておるということございまして、2メートルになりましたら、それが6メートル角になりまして、ちょっと狭くなってくる。2.5メートルの場合は、今度、深さが2メートルから2メートル50、ちょっと深くなるわけですが、そうした形で検査が行われているということで、これは、正規のいわゆる分析をされておるところは濃度の検査をされておりますので、それに基づいて瑞穂の環境保全センターに持ち込まれるものが選定をされておるというふうに思っておりますし、受入先の中でも独自の検査もしているということございまして、二重のチェックはできているというふうに考えておるところでございます。

ご指摘のとおり監視委員会も、どういう状況で持込がされているのか、あるいは、そうした検査の数値等の提示も含めて、適切に監視を続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 森田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（森田一三君） ご質問の瑞穂環境保全センターにおける専門職の関係ですけれども、これは産業廃棄物の最終処分場の設置基準の中で、それぞれの施設には当然に、一定の技術的な知識を持った管理者を置くことは当然のこととなっておりますので、今現在、瑞穂の環境保全センターにも当然に、そうした技術職の課長がおります。また、本部には技術部長として小松さんといいますけれども、元京都府の環境衛生公害研究所の職員であった方もおられますので、そういった意味で技術的なものについては、それぞれの形で現場でも、また全体的な形でチェックがされておるというふうに思います。

もう一つ、アスベストの関係でご質問ございましたけれども、これについてアスベスト、ご承知のように飛散流出、飛散によりまして空気中に漂うことによりましての健康被害が想定をされております。この場合には、アスベストにつきましてもいわゆる京都のセンターの中で加湿をするなり、一定の処理をしながら、こちらに持ってきて処分しとると。だから、

飛ぶような状態で持ってきて埋めるということではございませんので、いわゆる加湿をして飛散をしないような状態をまずつくって持ってきて、そこにありましたけれども、前に埋めたところに行って埋めておりますけれども、それについては前処理がされて埋め立てているということもご承知おきいただきたいというふうに思います。

また、フェロシルトにつきましても今もありましたように、普通一般とまた違うプラスチック等々同じ形ですけれども、先ほど答弁にもありましたように、のり面的には違うところにあるということと、それから、サンドイッチにしておりますけれども、フェロシルト自体がいわゆる先ほどもありましたように、これの搬入基準の3分の1以下のいわゆる微量という形の中での処理でございますので、それらにつきましても先ほど言いましたように、環境保全公社のいわゆる技術陣の中、また、京都府のいわゆる処理に関する指導の中で、そういった形で処理をさせていただいておりますので、いろいろご質問いただきましたけれども、その点についてはご安心をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、25日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

来週は、各常任委員会、特別委員会が開催されます。よろしく願いいたします。

また、執行部におかれましてもご協力のほど、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時12分